

令和元年12月4日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	19番	井上	賢治
9番	石橋	義博	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	坂井	明子
事務局参事兼次長	秋山	勲
参事補佐兼主任	服部	敬
主任	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	松尾	一秋
健	康	白坂	正彦
建	設	松延	久良
教	育	井手	勇一
総	務	野田	勝広
人	事	牛島	新五
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
企	画	馬場	浩義
地	域	平	武文
市	民	山口	幸彦
福	祉	栗山	哲也
健	康	橋爪	美栄子
介	護	橋本	妙子
農	業	原	信也
林	業	若杉	信嘉
上	下	溝上	啓之
学	校	中島	賢二
ス	ポ	毛	利昭夫
立	花	中島	強

議事日程第4号

令和元年12月4日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高山正信議員
- 2 森茂生議員
- 3 松崎辰義議員
- 4 三角真弓議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。本日も一般質問よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。高山正信議員、森茂生議員、松崎辰義議員要求の資料をタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

なお、森議員より別に本人作成の資料配付の要求がありましたので、紙資料として配付を許可しておりますので、御了承願ひます。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書きの規定によりタブレットに配信いたしておりますので、御了承願ひます。

ただいま11番萩尾議員から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○11番（萩尾 洋君）

おはようございます。大事な発表者の前で一言。

昨日私が一般質問の中で発言した分をちょっと訂正させていただきたいと思っております。

内容は、免許証返納者に対して、「60千円のタクシー券が来るが、独居老人とか足を持たない」という発言をしてしまいました。これは差別用語にもなりかねないということで、「足を持たない」という部分を「移動手段がない」という文言に訂正させていただきます。

(147ページを訂正) よろしくお願ひします。

○議長（角田恵一君）

ただいまの発言の訂正の申し出については、会議規則第62条の規定により、議長においてこれを許可いたします。

日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。2番高山正信議員の質問を許します。

○2番（高山正信君）

皆様おはようございます。2番高山正信でございます。

早朝より傍聴にお越しいただいた方々に対しまして、心より感謝申し上げます。

まず、4月に行われました市議会議員選挙におきまして、皆様の御支援によりこの壇上へ上げていただきましたことを心より感謝申し上げます。議員として7カ月余りが過ぎましたが、職責の重さを日々感じております。皆様の負託にお応えできるよう一生懸命に働いてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

また、さきのたび重なる災害において、八女市でも1名の方が、全国では多数の方がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、甚大な被害を受けられた皆様に対しても心よりお見舞い申し上げます。

それでは、議員として初めての一般質問になります。お聞き苦しい点や答弁がかみ合わないことがあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

通告書に従いまして、4点質問いたします。

まず、1点目が八女市の農業の現状について、2点目が農地中間管理事業法の見直しについて、3点目が新規就農者について、最後の4点目が老朽化した社会体育施設についてでございます。

1から3の農業問題は、以前より先輩議員の皆様も多数質問されておりますが、私自身は初めてでございますので、重複する質問もあるかと思いますが、基幹産業である農業に関しまして、危機的状況の再確認という意味も含めて質問させていただきます。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市の農業の現状についてでございます。

就農者数、年齢等の動向についてどのような分析をされているのかという御質問でございます。

八女市の基幹産業である農業における高齢化や人口減少による農業後継者不足は喫緊の課題であると認識をしております。

平成27年の国勢調査におきましても、農業就業者数は6,310人となっており、10年前の平成17年から約2,000人の減少となっております。

このような情勢の中、農業後継者育成のための対策といたしまして、農家の後継者の就農意欲を高めるよう農業経営の高収益化、合理化、省力化などに資する事業を行う農業者に対し、各種補助事業を活用して支援を行っております。

次に、耕作放棄地の現況についてどのように分析をされているのかという御質問でございます。

耕作放棄地の現況とその内容について御説明いたします。

平成30年度の利用状況調査におきまして、市内の農地約1万260ヘクタールのうち現在、耕作されておらず荒れている、いわゆる耕作放棄地は田畑合わせて約692ヘクタールとなっております。さらに、そのうち農地として復元可能であると見込まれる田畑の面積は約458ヘクタールでございます。

このような状態を解消するため、本市では、現地調査、遊休農地の把握、所有者に対する利用意向確認などを実施し、農地の状況によっては、農地中間管理機構への貸し付けや地域の担い手への集積を推進するなど、耕作放棄地の発生防止や解消に努めているところでございます。

今後は、今ある農地を使えるうちに次の世代へ受け継がせることが必要であると考えております。

次に、農業再生協議会の設置状況についてでございます。

農業再生協議会とは、各関係団体等との連携のもと、経営所得安定対策、遊休農地の再生利用及び担い手、新規就農者の育成、確保につながる各種事業を展開することで、米の需給調整や戦略作物の生産を拡大し、地域農業の振興に資することを目的として設立した協議会でございます。

本市におきましては、これまでの経営所得安定対策を行ってきた水田農業推進協議会が合併前の旧市町村ごとに存在していることもあり、農業再生協議会への統合までは至っておらず、前日の事業に関しましては、既存の組織である水田農業推進協議会及び八女市担い手育成総合支援協議会等により展開をいたしております。

近隣市町におきましても、農業再生協議会の設置の事例は少なく、今後、近隣の動向を見ながら必要に応じて検討を行ってまいります。

次に、特定農業法人、特定農業団体への育成に対する市の考え方についてでございます。

特定農業法人、特定農業団体は、地域内の農作業の効率化、農地の利用関係の改善を行う農用地利用改善団体が定める特定農用地利用規程に位置づける法人、団体で、本市におきましては、現在のところ、農用地利用改善団体の認定はあっておりませんので、特定農業法人、

特定農業団体はございません。

しかしながら、農業を持続的に経営していくため、地域の実情に応じ、集落としてのあるべき農業の方向について合意形成を図った上で、農用地の効率的、総合的な利用などを図ることが重要であると考えております。

このため、現在見直しを行っている人・農地プランや中山間地域等直接支払制度の集落協定などを基本とした地域での話し合いの活性化を図り、ひいては農地利用改善団体の育成につながるよう努めてまいります。

次に、農地中間管理事業法の見直しについてでございます。

既存の人・農地プランの見直しについて行われる予定はというお尋ねでございます。

人・農地プランにつきましては、集落、地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図として、本市では平成24年度から25年度にかけて策定をしております。

しかしながら、全国的に見ると、既存のプランが地域における話し合い、合意に基づくものと言えないものも多く見受けられることから、これを実質化するため、全国的にプランの見直しを行うこととされております。

本市におきましても、プランの実質化を図るため、令和2年度末までの策定に向けて見直し作業の準備を行っております。

次に、新規就農者についてでございます。

新規就農希望者の受け入れ体制はどうされているのかというお尋ねでございます。

本市では、新規就農者が減少している中で、将来の八女市を支える新規就農希望者を支援するため、新規就農への窓口として、市、JA及び普及センターで構成する八女市担い手育成総合支援協議会に専門の新規就農相談員を配置し、新規就農希望者の就農相談を受け付けております。

研修及び就農に関しましては、JA及び普及センターと連携し、篤農家またはJA就農支援センターで受け入れて研修を行い、研修中に空き農地などを確保して研修後の就農につなげる体制をとっております。

次に、新規就農者への地域おこし協力隊の活用は行われているかという御質問でございます。

農業は、八女市の重要な基幹産業です。しかしながら、高齢化や農業後継者不足などの問題も抱えております。その対策として、今年度において地域農業の担い手育成のために新規就農を活動内容とした地域おこし協力隊の募集を行っております。

次に、第三者継承についての取り組みはあるかというお尋ねでございます。

第三者継承につきましては、現時点での実績や有効な組織はありませんが、農業者の高齢化が進み、かつ後継者の確保が難しい現状を考えると、今後取り組むべき課題と認識をして

おります。

まずは、関係機関との情報の共有を行い、八女市担い手育成総合支援協議会で取り組んでおります。

経験豊富な農業者を里親として委嘱し、新規就農者への助言、指導を行う新規就農者里親制度などを活用し、第三者継承への取り組みへとつなげていきたいと考えております。

次に、近年における新規就農者、当市の新規参入者と親元就農者等についての御質問でございます。

本市におきましては、国の新規就農者への支援事業が開始された平成24年度から平成30年度までに、72組85の方が支援事業を活用し、新たに就農されております。

このうち16組17人が新規参入者で、56組68人が親元就農者、U・Iターン者が20組24人となっております。

このような国、県の事業に加えて、八女市独自の事業を拡充することにより新規就農者の育成、確保に努めております。

老朽化した社会体育施設についてにつきましては、この後、教育長が答弁をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

2番高山正信議員の一般質問にお答えをいたします。

4、老朽化した社会体育施設について。(1)施設設備の緊急性の高いものと長期的に対応するものに分けて把握しているのか。ア、バリアフリー化、便所の洋式化はどのようになっているかとのお尋ねでございます。

社会体育施設におけるバリアフリー化については、経路上の段差解消や障がい者用駐車場の設置などの整備を一部行っております。

また、便所の洋式化については、利用者が多い施設を中心に整備を行っております。

今後、施設の改修工事を行う際には、バリアフリー化や便所の洋式化を計画的にさらに進めてまいりたいと考えております。

イ、照明照度不足、雨漏れ等についての状況は調査、把握しているのかとのお尋ねでございます。

照明照度については、特に調査はいたしておりませんが、現在の競技レベルでの活動には問題ないものと考えております。

また、雨漏れ等については、各施設の所管課において、調査、把握をいたしております。施設利用に支障を来すような雨漏れ等ふぐあいが生じた場合は、その都度修繕の対応をいたしております。

(2)八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後のあり方についてのお尋ねでございます。

す。

八女市総合体育館及び八女市立花体育館については、今後、八女市公共施設等総合管理計画を進める中で十分研究してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○2番（高山正信君）

まず、八女市の農業の現状についてですが、就農者数、年齢等の動向について。

10年で約2,000人の就農者が減少しており、市長答弁にありましたが、後継者の就農意欲を高めるといことですが、現在の農業者の年齢構成はどのようになっていますでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

おはようございます。お答えさせていただきます。

今の御質問でございますけれども、八女市におきましては、49歳以下の農業者が20.25%、60歳以上の農業者が62.09%ということで確認をいたしておりますので、やはり高齢化が進んでおるとい状況を確認しておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

今の話でいきますと、20代から40代が2割程度、それ以降で6割、7割ということですが、高齢化が進んでいるということがはっきりわかると思うんですが、現在の就業者数が6,300人程度のことで、この就農者のうちで後継者がいない方はどの程度おられますでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

先ほどの調査の関係の中では、後継者がいる、いないの統計のデータというものがありませんでしたので、その辺につきましては具体的な数字はここで申し上げられませんけれども、先般来からも出ておりました第5次八女市農業振興計画で、平成29年にJAが4,500人の生産部会員を対象とした中で、回収率は70%に満たないんですけれども、その中のデータで見ると、やはり農業の後継者がもういないよということで回答されてある方が66%ということでございますので、具体的な数字はここで申し上げられませんけれども、後継者がいないという方が7割弱ということで農業の方がお困りになってあるという状況だろうと思います。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

農業者の約6割が60代以上の方で、なおかつ後継者がおられない方が7割近くおられるということで認識したところでございますが、次の耕作放棄地について、関連しますので、どのように分析されているかに行きますが、全農地の1万260ヘクタールのうち全体で692ヘク

タールが耕作放棄地ということで、全体の7%程度であります、これには農業振興地域は含まれていないと思いますが、いかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

含まれておる箇所もございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

農業振興地域になっている竹林や樹園地など多くあると思われませんが、現在、農業振興地域の見直しが行われていると思うのですが、今後、耕作放棄地はふえると思われませんか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今お答えをしております状況は、議員にも今お知らせをいたしました、ふえていくのかという御質問ですが、これは減っていくということではちょっと申し上げられませんが、やはりそういう状況を見ると、少しでもふえる可能性はあるのかなということでは考えておりますが、ただ、これをふえるということではやるんじゃなくて、先ほど市長答弁にもございましたように、それぞれの関係機関と協力をしながら、農地の集積であったり、そういったものでこの農地の問題につきましては、耕作放棄地をふやさないような取り組みは今後とも進めていく必要があるということで認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

私は、ちょっと今の状況で進んでいくと耕作放棄地はふえるんじゃないかとは思っています。

先ほど農業の現状の質問をさせていただいて、何度も言うようですが、農業者の約6割が高齢者60代以上の方、なおかつ、後継者がおられない方が7割近くおられる上、耕作放棄地はふえるんじゃないかと考えられる状況の中で、農業は八女市の基幹産業であることは、これまで市長も発言されてきていると思いますが、改めまして、この状況について市長はどう思われますでしょうか。

○市長（三田村統之君）

極めて残念な状況にあることは間違いないと、非常に危惧されるところでございます。特に八女市の場合は中山間地を抱えておりまして、議員御承知のように、中山間地、東部の皆さん方は高齢化が進んでおりまして、若い方が仕事の関係、子どもの学校の関係等で平たん部におりてくるんですね。そうすると、農地はそのまま、後を受ける人がなかなかいないという。平たん部であれば、例えばハウス栽培をやれるとか、いろんな新たな農産物の生産を

考えることもできるわけですが、なかなか中山間地の場合はそれができないという部分がございますので、ここをどう私たちは受けとめてこれから農地を守っていくのか、生産ができるような環境づくりをしていくのかというのは極めて難しいことですが、八女市にとって農産物の有力な八女地域の中で、やはり農産物の生産量が減少するという事は極めて心配なわけがございますので、そういう面で、これから県、あるいはまたJAと連携を十分とりながら努力をしていく。

今答弁で申し上げましたように、人・農地プランという制度ができましたけれども、なかなかこれがまだ十分生かされていない、活用されていないというところもありますし、これは国もまた新たな検討をしているという状況でもございますので、あらゆる角度で検討して、これから八女市の農産物の生産額が減少しないように、後継者の方が一人でも減らないように、若い人が就業できるように、そういう環境をつくっていくように、議会の皆さん方の御意見もいろいろお聞きしながら取り組んでいかなきゃならん課題だと思っておりますので、十分そのことについては努力をしてまいりたいと思っております。

○2番（高山正信君）

今の八女の農業の状況を市長初め、みんなが危機的状況の認識を持つことが非常に大切ではないかと思っております。

次に、農業再生協議会の設置についてですが、水田地帯は八女市においては、他県のように広大な面積ではございませんが、耕作放棄地と思われる農地も見受けられますので、そういった農地を借りたいという方もおられるかと思うんですが、そういった情報の一元化や照会先などはどうなっていますでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今の件でございますけれども、特に農業委員会等では農地銀行に貸し出す意欲のある農地の情報をストックしたりであったりとか、要望に応じてその情報提供等は行わせていただいております。

また、JAふくおか八女の各生産部会におきまして、そのような情報の共有をやっていた中でそれをつなげていくと、そういうことでしておる状況でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

この質問の農業再生協議会というのは、水田をメインとした協議会となっておりますが、水田をメインじゃなく、農作物全体においての中山間地を含めた市の農業再生のための協議会の設置が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

市長答弁にもございましたとおり、現在そういう協議会はございませんが、先ほど来出ておりました水田協議会、担い手協議会、そのあたりで今の業務が全てできているかというのもやはりございますので、この件につきましては、議員御指摘のとおり、検討、研究をしながら前向きにそちらの方向に進んでいくことは当然考えなければならないことかなということと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

次の特定農業法人、特定農業団体への育成に対する市の考え方についてですが、現在まで一法人もないということですが、市内のどこかの地域でそのような話が行われたとか、現在行われている、そのようなお話はあるのでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

特定農業法人、特定農業団体の組織に向けてということについて、特定した中での話はございませんけれども、いわゆる農事組合法人であったり、地元のそういう生産組合というあはなしではないでしょうか、そういった推奨ですね、こういったことで取り組みはどうですかということでの話し合いにつきましては、八女地区のそれぞれの農水協議会の中で当課として、そういう法人化を進めたらどうですかということでの推奨はやらせていただいております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

国は担い手の農地利用が全農地の80%を占めるように利用集積を推進することにしておりますが、いただきました資料の中に、個人の経営体及び法人は年々ふえていっているのでしょうか。現状を教えてください。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

個人の経営体につきましては、先ほど市長答弁のとおり、減少をしておるという状況でございます。ただ、法人につきましては、平成27年度で36法人ほどございましたものが、平成30年度は若干微増ではございますけれども、37ということで、法人につきましては微増ということの状況でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

このことは、次の質問にあります農地中間管理事業法の見直しの政策目標となっております

すので、次の質問に行かせていただきます。

既存の人・農地プランの見直しについて行われる予定だということで回答いただいておりますが、国においては、農地中間管理事業法の見直しの一丁目一番地である人・農地プランの実質化がことし5月に法案が可決し、つい先月、11月1日から施行することになっていると思いますが、八女市は来年度に見直しを行うということで、この計画より1年おくらせているような状況ですが、要求していましたが人・農地プランの資料を見ますと、旧八女市、旧上陽町は地区ごと、旧町村に関しましては旧町村での範囲になっておりますが、これは広過ぎると思われませんか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

広過ぎるかという問いに対しましては、地域によっては、これはちょっと余りざっくりしているな、広過ぎるんじゃないかということでの認識は当然持っております。

今議員からもお話がっておりますように、国からもこの人・農地プランを実効性のあるものにしなさいよということで指示も来ておりますので、市長答弁のとおり、令和2年度までには、現存する人・農地プランを実効あるものに変えていこうということで現在準備を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

私も立花の農業地帯に住んでいますが、一行政区単位でも、隣が誰が畑をつくってあるとか、どなたの持ち物かというのが非常にわかりにくいと思っておりますが、これが二、三行政区とかになると、まず誰の土地というのはなかなかわからないと思うんですね。中山間地域でございますので、その地域ごとに話し合いを行わないと人・農地プランの議論はできないと思うんですが、どうお考えでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

確かに議員がおっしゃるとおりだろうと私も認識をしておりますが、実際の見直しに際しましては、話し合いの単位をそれぞれの地区でいろんなケースが出てこようかと思えますけれども、校区単位でありますとか、もしくは大字単位でありますとか、そういったそれぞれの地域に合った設定の仕方の中でこれを検討し進めていく必要はあるのかなということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

農業委員さんのほうも来年度3年の任期を迎えて改選をされます。本来は各地域の話し合

いの中心的な役割を担っていただくことになっていますが、来年度の見直しに向けて行政、農業委員会などはどういったメンバーを考えておられますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えいたします。

見直しに際しましては、今、議員も申されたとおり、当然市は中心的な役割を担うべきである。それと、農業委員会、農業委員もごございますし、最適化推進委員さんもごございます。特にまた、関係機関としてJAであったり普及センターであったり、そういったもろもろの関係団体のそれぞれの意見を集約した中でよりよきものにしていくことが必要なことではないかなということ考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

今おっしゃられたように、私も行政、JA、農業委員会が連携をして地域における今後の農業のあり方を農業者と一緒に議論を行っていただきたいと思っております。

もう待たなしの状況だろうと思いますので、ぜひとも積極的に早目の開催をお願いしたいと思います。

次に、新規就農者についてですが、受け入れ体制ということで相談員を配置されているということなのですが、各支所などに配置されているのでしょうか。それともほかのどこか1カ所なのか、また、あと何名おられるのか、教えてください。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

指導員ということにつきましては、1名を本庁の農業振興課に配置させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

本庁に1名ということですが、それで相談体制が十分にとられているとお考えでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

十分かなということでは、私も認識はしておりません。現在、今1名の指導員を配置しておりますが、やはりこの新規就農者に対しての相談というのは年々増加をしておりますので、これにつきましては、やはり当課といたしましても、よければ次の1人をということで、現在もそういう、人探しじゃございませんけれども、やはり人員的にはもう少し必要なのかなということ準備を今進めておるような状況でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

J Aのほうに就農支援センターがございますが、そこではイチゴとトマトだけの1年間の技術指導と聞いております。

八女には、お茶を初め、ミカンにキウイフルーツや梨、ブドウなどの豊富な作物がございますが、そのような技術指導をする場はございますでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今おっしゃられた新規就農の支援センターでは、議員御承知のとおり、イチゴとトマトだけを今研修として受け入れしているような状況でございますけれども、新規就農者の希望先といたしまして、それぞれの部会に指導的な立場の方もいらっしゃいますので、農家の方に受け入れをお願いしておるような状況もございます。また、就農支援センターにおきましても、研修品目の検討をということも聞き及んでおりますので、こういうことでほかの作物についても考えていくべきことだろうということで認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

じゃ、今の段階ではそのような技術指導する場は実際にはないと認識しておりますが、優良な露地作物で設備投資も少なく、先ほどもお話ししたお茶を初め、ミカンにキウイフルーツ、梨にブドウなどの作物への新規就農をしていただくための技術的指導をする設備なども県内、もしくは県外には実際あるわけでございますが、そのような施設があることは把握してありますか。また、そのような施設が必要だとは思われますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

全てを把握しておるわけではございませんけれども、そういう施設があるというのは認識をしておるところでございます。

ただ、そういう施設が必要かとおっしゃいますと、あることにこしたことはないのかなという気はいたしますけれども、やはりそれにつきましては、さまざまなクリアしなければならないところもあろうかと思っておりますので、その辺につきましては、また私も勉強させていただいた中で研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

イチゴ、トマトに関しましては、今まで以上に充実していただき、その他の作物についても早急にそのような施設の検討をしていただけたらと思っております。

次に、新規就農者への地域おこし協力隊の活用についてですが、今現在、募集をされてい

るということですが、何名募集されてあるのでしょうか。また、これまでに何人の隊員が農業に関する活動をされてきたのか、教えてください。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいま募集中でございます。募集人員は1名でございます、ちょうど現在、採用に向けた選考作業を行っているところでございます。

これまでの経過でございますけれども、特に農業に特化した活動内容という隊員はこれまで例はございませんけれども、中山間地域全体の里山の保全でございますとか、直接、間接に農業、林業に携わった隊員というのは、今のところ1人ということでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

約10年前に制度化されて、基幹産業である農業に関して1名というのは少ないんじゃないかと思えます。

この地域おこし協力隊は、国の統計では協力隊員の6割が定着をし、住み続けており、そのうち農業への定着率は高いとのことですが、市長答弁のとおり重要な基幹産業で、後継者不足などの問題もあるとの認識をされているならば積極的な活用をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

これは昨年度、平成30年度の特別交付税の交付ベースの数値でございますが、県内で一番協力隊員をたくさん保有している団体は柳川市さんでございます、こちらが14名でございます。八女市は9名でございますので、県下2位というところでございます。

この事業を実施している団体の平均がおおむね3人から4人ということでございますので、協力隊の事業全体の管理を、そういった業務量を考えますと、現在我々でやろうとしている10人程度が一つの目安かなと考えております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

今、八女市は利用で9名ということですが、農業に関しての地域おこし協力隊員の募集をしたら、もうすぐにでも活用できるかと思えますので、検討のほうをお願いしたいと思います。

次に、第三者継承についての取り組みはあるのかという質問ですが、答弁の中で経験豊富な農業者を里親として委嘱されているということですが、何名ほどおられますでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

生産物につきましては、イチゴ農家に平成30年度におきまして1名そういう方がやっただいておるような状況でございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

これは私の意見ですけど、先ほどの人・農地プランの実質化で始まる地域での話し合いにおいて里親についても確保されますようしていただけたらと思います。

次に、近年における新規就農者、当市の新規参入者と親元就農についてですが、答弁の中で八女市独自の事業を拡充することにより新規就農者の育成、確保に努めてまいりますとのことですが、市外より本市へ新規就農により移住・定住しようかと考える中で何が一番不安かと考えますと、それは、その地で生活できるのかということだと思います。

先日の10月23日の農業新聞に、大分県由布市というところで梨の居抜きということで紹介記事が載っておりましたが、この中で受け手は県内外からの新規就農者で、県や市などが後継者がいない高齢農家の園地をあっせんする。直前まで梨を栽培した園地を居抜きで渡すため初期投資を抑えることができ、就農1年目から収入を得られると。この事業は現在は紹介できる園地がなくなり、就農希望者がいても対応できないほど人気があるということで書いてあったわけなんですけど、八女市においても同様のことはできるかと思うんですが、八女市にはパッケージ的な説明がないといいますか、安心して移住・定住できるような環境ではないんじゃないかと思うんですね。

地域おこし協力隊の求人、これを見ると、これは本当に求人票みたいな感じで、月に185千円いただけるということで、例えば独身の方が1人で地域おこし協力隊によって来るのであれば、それぐらいの金額で生活できるかもわかりませんが、夫婦、子どもさん3人の家族でこっちに移住・定住をしようと考えたときに、例えば、旦那さんには地域おこし協力隊を紹介し、例えば奥さんのほうには農業人材協力総合支援事業を利用できますよという感じで、セットにして教えていけるようなパッケージ化が八女市のほうにはインターネットを調べても全然ないように思いますので、例えば、この品目をこの面積つくったら幾らぐらいの収入が得られますよとかいったことをワンセットにした説明ができるようにすれば、もっと安心して移住・定住で、今の状況でしたら、何か見ようという気にもならない部分がありますので、このようなパッケージ化した広告効果に対応できるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

大きな移住・定住ということに関しまして、私が申し上げるべきことではないのかなと思

この状況になりつつあるんじゃないかと。そうした場合に、じゃ、お茶と何をするのかです。あるいはまた、それができなければもう放棄せざるを得ないと、いわゆる農業を放棄して、例えば働きに行くとか、こういう状況になってくるわけですので、何は言っても所得を確保できるかできないかが新規就農者についても全く同じだと思います。それだけの環境をつくらないとなかなか新規就農者というのは生まれてこないだろうと思っております。

それと、もう一つは作物。今JAがやっている支援センターは、今おっしゃったように、イチゴとトマトとやってありますね。じゃ、八女市で生産コストが低くて、所得が少なくて、一つの作物だけでは生活ができないと。じゃ、新しい、何か新規の農産物に取り組んで、そして所得を上げると、1つにこだわらなくて2つ、3つやって所得をふやしていくのか、あるいはイチゴとキウイ、あるいはミカンだけじゃなくて、もっと力を入れる作物はないのかということを経営的に考えていかないとなかなか新規就農者は見つからないと思えますし、議員おっしゃるように、後継者が育たないということだろうと思えますから、非常に難しい問題でございますし、しかも、これは国際的な貿易の関係も影響してまいりますし、また、先ほどからお話が出ているように、人・農地プランがどういう改正になるのか、どういう形で生産農家を支援していくのか、組織化をしていくのか、こういう議論があるわけでございますので、私どもも注視しながら、その制度の中で八女に適合したものを見出して、それを積極的にやることを考えていかないと、今のような状態では、いずれにしても非常に厳しい状況になる。これは八女市だけではございません。全国の中山間地農業を持つ自治体、全て同じ状況にあると思えますから。

しかしながら、私ども八女市は福岡県でも、九州でも有数の農産物の産地でありますので、これはやっぱりしっかり行政としても守っていかなくちゃならないということですし、また、農業を守ることが先人の皆さん方の御苦勞に対する恩恵でもあると思っておりますので、今、課長からそれぞれ答弁いたしましたけれども、十分状況をあらゆる角度から検討して、一歩ずつになるかもしれませんが、前に進んでいけるように努力をしていきたいと思えます。

○2番（高山正信君）

ぜひお願いいたしたいと思えます。

それでは、次の老朽化した社会体育施設について質問させていただきます。

まず、バリアフリー化、便所の洋式化についてなんですが、特に立花体育館ですが、八女市においては、スポーツ健康づくり都市宣言によりスポーツを通じた健康への取り組みも行われていますし、来年にはオリンピック・パラリンピックも開催されるわけですから、子どもさんや高齢者、障がいを持った方の利用推進するためにも、早急な改修が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、バリアフリー化についてでございますが、現在、市内の体育施設におきましてバリアフリーを整備している施設は28施設ございます。具体的には、経路上の段差解消が19施設、障がい用駐車場が11施設、障がい者用トイレが19施設の整備を行っております。

今おっしゃいました立花体育館につきましては、障がい者用トイレが1つ、経路上の段差解消も行っております、障がい者用の駐車場も整備をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

順次行っていただくということなので、次に行かせていただくんですが、照明照度、雨漏れなどについてですが、答弁の中で、照明については競技レベルでの活動に問題はないものと考えてあるということですが、実際使用されている市民の皆様から、グラウンドにしても室内体育館にしても暗いとの御指摘があつていますが、科学的根拠に基づいて明るさを納得してもらう必要があると思うので、早急に調査を行うべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○スポーツ振興課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど教育長答弁にもございましたが、現在のレクリエーション、スポーツなどで使用されるレベルでは、現在の照明照度で問題がないものと捉えておりますので、今時点では調査を行う予定はございません。ただ、調査の費用につきましても、数年前見積もりをとりましたら、数百万円かかるということも以前あつておりますので、現時点では調査を行う予定はございませんが、今後、利用者の方の声なども聞きながら慎重に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○2番（高山正信君）

その点に関しましては、またよろしくお願ひいたします。

次に、雨漏りについてなんですが、その都度対応されているということでしたが、立花町体育館においては、8月の大雨のときにその他の避難所として体育館に避難されてある方がいらっしゃる中、雨漏りしていたということなのですが、その点早急に対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○立花支所長（中島 強君）

お答えいたします。

立花体育館は、現在、雨風の状況によっては雨漏りをしております。

議員御承知のとおり、建築が昭和42年、築52年になってさまざまところを改修しながら今運営をしているところでございますが、実際、雨漏りについては平成28年11月、それと平

成30年5月に2回雨漏りの修繕を行ったところです。ただ、構造上、屋根がこういうアーチ状になっておりまして、天井が逆の弓なりになっておりまして、雨が漏れているところはわかりますけれども、雨漏りがどこにしているというのはなかなか見つけにくい構造になっておりまして、実はそれを全体的に来月から調査するというので計画をしております。その調査結果に基づいて方向性を出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（高山正信君）

避難所に避難するという事は、それだけの災害のおそれがあるから避難するわけでありまして、そこで雨漏れという状況があつてはならないと思いますので、来月より調査ということで、早急に対応のほうをお願いしたいと思います。

八女市総合体育館及び八女市立花体育館の今後のあり方についてなんですけど、教育長にお尋ねしますが、立花町の体育館については、今ほど話しましたように、老朽化をしており、市民の方からも改修などの要望も多く耳にします。しかしながら、2キロメートル程度のところに八女市の総合体育館があるわけでございますが、今後の社会体育施設のあり方についてどうお考えなのか、もう一度お願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今御指摘のように、この総合体育館、あるいは立花体育館ですね、これを含めまして八女市には39の体育施設がございます。

今言われました体育施設の地理的な状況、あるいは利用状況、人口の推移、また、今雨漏れ等の話がありましたけれども、現施設の長寿命化の診断結果、あるいは将来の財政状況、こういったいわゆる数値として見える、そういったところも調べながら、もう一方で、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、八女市はスポーツ・健康づくり都市宣言も行っております。そういったスポーツの力といいますか、スポーツには体力の向上や健康の増進、あるいは生きがいづくりや仲間づくりといった人を元気にする力がある。また、子どもたちには夢や希望を与える、また、青少年の健全育成とか、経済の活性化とか、国際交流の推進とか、その効果は多岐にわたるだろうと思っております。

そういったことも踏まえながら、数値に見える部分と数値としては見えない部分も含めて、今後39の体育施設の統合や廃止、拡充等を考えていきたいなと考えているところです。

○2番（高山正信君）

最後になりますが、これは地元の方からもたくさんお話しいただいており、私自身の考えでもありますが、立花町体育館及びグラウンド付近には、国道3号沿いに西に立花支所、東に行くと働く女性の家、図書館、また、かがやき立花町総合保健福祉センター、八女市担い

手研修センターと約400メートル余りの間に公共施設がたくさん並んでおり、駐車場の確保の点、また、国道3号及び久留米立花線等の交通の便も非常にすぐれている場所でございますので、統廃合の検討の際にはぜひともこの場所を考えていただき、できるだけ早い方針化を要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

2番高山正信議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

17番、日本共産党の森茂生でございます。しばらくの間、よろしく申し上げます。

日本人の病気で死因別死亡数の割合は、1位が悪性新生物、いわゆるがんであります。2位が心疾患、3位が脳血管疾患となっております。1位のがんの死亡率は27%となっておりますけれども、個人的な感覚としましては、もっと多いような気がしてなりません。特に最近、私の周囲の話などから聞こえてくるのは、あの人もこの人もという悪性新生物の話ばかり聞こえてくるような気がしてなりません。

山鹿出身の竹熊宜孝さんという医師がおられますけれども、この人は熊本大学医学部を卒業後、昭和50年に菊池養生園の診療所長となる方でありますけれども、この竹熊先生は、医療は食から、食は農から、農は自然から学べという信念に基づいて命一番、金は二の次と訴えられてきました。この竹熊先生の有名な言葉に農薬についてというより農毒について、虫はころっと、人間はじわっとという農薬の害に警告を発し続けてきた人でもあります。現在の健康問題を考えますと、竹熊先生の言葉どおりのことが、今、現実のものとなってきているような気がしてならないわけであります。

今回の質問は、農薬の安全性について、そして民生委員についての2点について質問をさせていただきます。

詳細は、発言通告に従い質問席にて行います。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

まず、農薬の安全性についてでございます。

ドローン、無人ヘリなどを使った農薬散布の現状はどうかということでございます。

八女市内では、現在、J Aが委託を受けて水稲、麦及び大豆の防除について無人ヘリを使った防除を実施されています。散布面積につきましては、水稲が737.6ヘクタール、麦が199.6ヘクタール、大豆が48.3ヘクタールとなっております。

ヘリ防除に際しましては、基準に従った防除を徹底するとともに、事前に対象地区全戸にチラシを配布し、また、FM八女にて放送を行い、周知の徹底に努めております。

次に、除草剤グリホサート系やネオニコチノイド系農薬の安全性についてでございます。

農薬の安全性に関しましては、国が定める農薬の残留基準値がございます。その基準を守るために農薬に記載されている適用作物、適用害虫、使用方法などを遵守するように啓発を行っております。農業振興課におきましても、農薬安全使用強化月間である6月から8月に啓発チラシの配布を全世帯対象に行っております。

学校校庭の除草はどのように行われているのか、また、学校給食の安全性は確保されているのか及び遺伝子組み換えやゲノム編集農作物に対する安全性についての考え方はにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に2の民生委員について答弁いたします。

民生委員についてでございます。民生委員の現状と負担軽減についてでございます。

本年は、民生委員児童委員の一斉改選の年でございます。12月1日に213人の方が厚生労働大臣より委嘱を受けられました。

少子化や核家族化によって地域のつながりが希薄になる中、高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り活動、声かけなどを通じた児童の健全な育成、介護や子育てに悩む方の身近な相談など、地域福祉の担い手として御活躍をいただいております。

さらに、支援を必要とする方の行政や関係機関へのつなぎ役として、多岐にわたる福祉活動を担っていただいているところです。

民生委員児童委員活動の負担を軽減するため、本市では福岡県に対して定数の増員要求を進めました結果、今回の改選から9人の増員を実現することができました。

今後、さらに民生委員児童委員の協力員としての福祉委員や見守り連絡員を増員するなど、民生委員児童委員の方々が少しでも活動しやすいように引き続き支援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

農薬の安全性について、3、学校校庭の除草はどのように行われているのかのお尋ねでございます。

学校の校庭の除草につきましては、乗用草刈り機及び草刈り機、または草むしり等で対応しておりますが、人的な対応だけでは学校の安全衛生環境を維持することができないところ

もあり、一部では除草剤を使用している学校もあります。

次に、学校給食の安全性は確保されているのかとのお尋ねでございます。

八女市立学校における学校給食の安全性を確保するために、衛生管理のチェックリストに基づく施設等の定期衛生検査の実施、日常点検の励行など、食中毒予防のための衛生管理の徹底に万全の体制を期しております。

また、文部科学省の学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食用食品の購入、食品の検収、保管等を実施しており、衛生管理や危機管理についてマニュアルを作成し、職員研修等を行っております。

次に、遺伝子組み換えやゲノム編集農作物に対する安全性についての考えはとのお尋ねでございます。

遺伝子組み換え食品やゲノム編集農作物の学校給食における取り扱いについては、国の基準に基づき対応しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○17番（森 茂生君）

まず、1点目のドローン、あるいは無人ヘリの問題ですけれども、いわゆる空中散布のことです。最近、時々立派な無人のヘリコプターを積んだのを見かけます。あるいはドローンのようなものも見かけるようになりました。約100ヘクタールほどが今、八女市で散布をされているような状況のようですけれども、そういう中で、「現代農業」という月刊誌がありますけれども、その一番最後のほうに、農家の法律相談というのが毎月載ってきますけれども、その中で無人のヘリ散布で健康被害に苦しんでいるという法律相談があります。空中散布するようになって、どうも健康被害が出ている。しばらくすると、頭痛や発熱、下痢が続きます。あるいはメダカや蛇が空中散布の後、姿が見えなくなりましたという相談であります。これに対して弁護士の先生は、因果関係を証明しなければなりませんので、なかなか難しい面があるということです。それで、ぜひ地域の方々と話し合いをしながらということですが、いろいろあれば、保健所や市役所などへ相談をしてくださいという話が出ていますけれども、結果的にいろいろな問題がありますと、行政のところにそういうのが来るのかなと思っております。

各地でかなり普及をしてきているようですけれども、八女市でも先ほど言いましたように100ヘクタールほど行われておりますが、こういった苦情やなんかはどのようなのがありますか。来てないならないでいいんですけれども、どのような状況なのかお尋ねします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

苦情という意味で、先ほど市長答弁にもございましたとおり、この散布につきましては、

市が直接やっておるものではございませんで、J Aが委託を受けて実施をさせていただいているような状況でございます。

J Aの担当のほうにお聞きをした中で、病気という面での苦情というのは聞いておりませんが、やはりへりの音であったり、飛散の関係で若干洗濯物にという案件は確かにJ Aのほうに声が出ているということはお聞きをしているようなところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

今後は人手不足関係もありまして、恐らくふえていくだろうと思っておりますので、ぜひ今後も注視をしていただきたいと思います。

これはちょっと余談ですが、宮崎県は杉の丸太の出荷量が30年近く、28年間日本一だそうです。いわゆる林業の盛んな県ですが、この宮崎県で杉を植えた後、下草刈り、根ざれといいますけれども、それをする人がだんだん少なくなって管理ができなくなったので、宮崎県、あるいは宮崎大学が共同して杉を植林したところに無人のへりを使って除草剤を散布するという計画があったそうです。こととする予定でしたけれども、いろんな各方面から批判の声なんか湧き上がって、あるいは林業者の中からも批判の声が湧き上がって、結果的に今年度は中止をしたというのがあります。来年度から本格的実施をしようかなと思っておりましたけれどもということで、ちょっと今、足踏み状態のようです。実際、宮崎県庁のホームページにもそういうのが載っています。何たることかということのようです。それに対して、やっぱり人手不足、やむを得ずこういうのを計画しているという返事が載っていますけれども、やっぱり多くの人から、宮崎県からいわゆる勇気といいましょうか、そういうのを山でまかれたら、いろんな面でイメージダウンになるからやめてくれということのようです。ですから、今後いろんな面で省力化のためにとって各方面にこういうのが広がってくる可能性は私は十分あるのかなと思っております。

しかしながら、被害、あるいは健康被害を起こしてまでやるべき問題なのかということも総合的に勘案して、これ農業者、あるいは林業者の立場に立つならわからなくもありません。逆に近隣の住民、あるいは消費者からすればそっちの気持ちもわからなくはありません。やっぱりどこで折り合いをつけるかということだろうと思っておりますけれども、できるだけ私は少ないほうがいいと思っておりますので、そこら辺のところを今後注視していただきたいと思います。

そこで、今回、紙で資料を配付させていただきましたけれども、ぜひ見ていただきたいと思います。1番に農薬の使用料ということで、これは単位面積当たり、日本が1番になっています。三、四年ほど前までは韓国が1番だったようです。ここ一、二年、急速にふえて、韓国を追い越しているのがどうも実情のようであります。そのための言いわけとして、高温

多湿とか、集約栽培で小面積でやっているから云々というのは言われておりますけれども、私はそれは何の言いわけにもならない、なるべく少なくして減らす、これがやっぱり原則だろうと思います。農薬を使ったから、これは自慢できることではないと私は思います。減らしてこそ自慢ができると思っております。

こういう状況ですので、今後ますます空中散布なんかで農薬散布量がふえていく可能性が大きいわけです。これを私、非常に危惧していますので、ひとつ今後、先ほど言いますように注視をしていただきたいと思います。

その次にちょっと指摘を受けました、これは主な農産物の自給率の推移ですけれども、真ん中あたりにカロリーと載っていますが、これはセロリの間違いではありません。カロリーベースでこの2018年度37%になっていますということです、これを間違いのないように言っておきます。

今から言おうかと思っております小麦に関しては、自給率12%、大豆は6%ということになって、ほとんど外国から輸入されているというのが実情かと思えます。

空中散布のことはそれぐらいにしまして、2番目に、除草剤のグリホサートの件について話をしたいと思いますけれども、先ほど言われますように、学校の敷地で若干散布されているということのようですけれども、ほとんど日本ではこれは報道されておられませんけれども、外国では除草剤、グリホサートの農薬の主成分ですけれども、普通、ラウンドアップとかいうのがありますけれども、このラウンドアップももう特許が切れて、一部、自由じゃないんでしょうけれども、そのほかの名前で相当出回っております。調べましたところ、100以上、108の商品名で日本では売られておるようです。100円ショップ、あるいは普通のホームセンターあたりに山積みされているのはよく見られるかと思えますけれども、この除草剤をめぐって、相当外国では大きな問題になっております。裁判がアメリカだけでも1万8,000件という裁判が起きております。いろんな報道があつてありますので、信頼があるように、もとの農水大臣、山田正彦さんがブログでかなり詳しく載せてありますので、この人のブログを中心に紹介させてもらいますけれども、今ほとんどの国でこれが規制に向けて動き出しております。

このブログを読みますと、今までは安全だと言っておったのが、世界最大規模の国際がん研究所 IARC というところがあるそうですけれども、ここが5段階あるうちの上から2番目のがんのリスクがあるという公表をしたということです。そういう関係もありまして、裁判があちこちで起きて、相次いでこのモンサントが負けて、ついにモンサントを買収したバイエル社というのがあるそうですけれども、4兆円の損失で農業部門の1万2,000人のリストラをせざるを得ないようなところまで追い込まれているということのようです。それで、各地で規制がどんどん広がってきているのが現状ですけれども、日本はその反面、規制を緩

めているというのが実情です。3番の真ん中にグリホサート残留許容量というのがあります。残留強となっていますけれども、これは資料の間違いで、残留許容量です。ちょっと訂正をしておきます。よそは規制を強化しているのに、例えば、小麦の場合、36倍に規制緩和をしております。ヒマワリの種子は400倍、ソバは150倍、トウモロコシは5倍の規制緩和を逆行しております。早い話が、世界中で行き場を失ったこのグリホサート系の農薬が日本に押し付けてきているという状況だそうです。ですから、今後いろんな面で問題が起きるだろうと言われております。流通部門のところまで裁判が広がっていく可能性があると言われております。

一部の消費者団体が、これは危険な除草剤だから売るなという運動も起きております。そのせいか、100円ショップのダイソーというのがありますけれども、8月8日、もう売りませんということで店頭からこの除草剤は撤去したそうです。恐らく今からいろんな問題でこれが出てくるかと思えますけれども、そういう動きがあつておるわけです。

そういう中で、裁判の例がここに1つ出ております、元農水大臣の山田さんのブログの中に。学校の用務員をされた方が年間20から30回、この除草剤を散布してがんになったということで、莫大な補償金をモンサントが払っているようです。裁判の決め手になったのが、その息子さん、ボダイ君というそうですけれども、髪の毛を調べたら、通常の4倍からグリホサートの成分が出てきたと、これが裁判の決め手になって勝訴になったようですけれども、こういう状況が今出ておりますので、ぜひこれ、少なくとも学校で使わなくても何とかなると私は思っていますので、こういう状況があります。ですから、恐らく危険はほとんど認識なかったんだろうと思えます。私自身もほとんど安全だろうと思って使い続けてきておったわけですので、そういう報道が全く日本ではされておられません。しかし、外国ではそのように大ごとになっておりますので、せめてあの学校の施設内ぐらいは直ちに中止をしていただきたいと私は考えているところです。

これについての答弁をお願いします。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

今年度の除草剤の使用状況でございますが、小学校では14校中10校で除草剤を使用しております。中学校及び義務教育学校では10校中7校で除草剤を使用しております。これが使用状況でございます。ただし、休日の前日に散布を行ったり、散布した場所には進入しないように指導を行ったりといった対策を行っております。

いずれにしましても、なるべく局限まで散布はしないようにはしておりますが、どうしても梅雨明けでありますとか、あるいは夏休み明けでありますとか、学校で子どもたちも使って、職員も一緒に草むしりをして、それでも追いつかないといったような場合に限り使用し

ているというのが実態でございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

実態はわかりましたけれども、今後、農薬の散布を、せめて学校施設内ではやめてほしいと思っています。ぜひ検討というか、明確な答弁をお願いします。来年度するのかしないのか。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

検討はさせていただきたいと思いますが、現状で明確に使用しないということは、ここでは申し上げられないということでございます。

○17番（森 茂生君）

私は、こういう状況ですので、直ちに中止をしていただきたいと思います。この問題、また改めてしつこく追及しますので、よろしくお願いします。

次に、学校給食の問題ですけれども、これも大きな問題になっております。資料の2を見ていただけますか。輸入小麦からグリホサートということですが、私もこれほどまでひどいとは思いませんでしたが、輸入のアメリカ産からは97%、カナダ産からは100%の残留農薬が検出されております。これは農水省が発表している数字ですので、申し添えておきます。なぜこういうことが起きるのか。オーストラリア、フランス産では少ないわけです。この一つに、プレハーベストというのがあるそうです。私も初めて知りましたけれども、収穫直前に除草剤を散布して枯らしてから一気に刈り取るというやり方をアメリカ、カナダではしているようです。そのたびにそっくりそのままの状態ですぐの状態、ちょっと言えば輸入されてきているというのが実情のようです。収穫してから農薬を振るのをポストハーベストと言いますが、収穫直前にかけるのをプレハーベストと言うそうです。私も初めて知りました。このプレハーベストがやられているためにこのような非常に確率の高い、ほぼ全部と言ってもいいほど残留した小麦粉が日本に輸入されてきているわけであります。

そして、その輸入小麦を使った小麦粉、これは農民連の分析センターが発表しておりますけれども、24製品の中、17からいわゆるグリホサートが検出されたということです。そして、その小麦粉からつくられたパン、それが2番ですけれども、輸入小麦使用の食パンから除草剤検出というのが下になっておりますけれども、このように9品目から除草剤が検出されております。1つちゃんと言っておかなければならないのは、国内小麦からは全然出ていないということです。やっぱり農薬の使用の関係でこのようなことになっているかと思えます。特に全粒粉、小麦を全部潰してつくった小麦粉、あるいはそれを使ったパンから高い確率

で検出されております。それをふるいにかけて、ふすまと言うんですけれども、ほとんどこれは家畜用に行っています。そういうふるった小麦粉からは比較的少ない検出、やっぱり外側についているということのようです。こういう状況です。

ですから、その裏を見ていただきたいと思いますが、学校給食のパンを調べたらということで、これも農民連の分析センターが調べた結果、恐らく検査自体が少ないんだろうと思いますけれども、現に輸入小麦を使った、これはコッペパンだけですけれども、現実に検出されております。国産のみは検出をされておられません。ですから、今いろんな消費者団体、あるいは保護者の間から、せめて国内産にしてほしいという要望が出されております。

先ほど言いますように、なかなかこういう検査結果などはまだ一般化されておられませんので、危機感というのが非常に少ないわけです。ですけれども、事実はこちらですので、ぜひ学校で食べる食パンぐらには国内産を使った食パンでやっていただきたい、これが私の次の願いですけれども、これについてどのようなお考えをお持ちなのか、これ教育長、トップとして考え方をお尋ねします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

先ほど森議員からいただいている資料で、日本が農薬使用大国ということからすると、外国から入ってきたほうが農薬が少ないように私は感じたんですけれども、小麦に関しては国産のほうが少ないという御指摘のようです。

パンに関しましては、というか食品全部ですけれども、食材の検査については、検査項目の中に農薬という項目も入っております。それで適か不適かの判定が出ることになっているところです。適というのはゼロということではないかと思えます。基準値内であり、身体に影響がないという意味で、ゼロという意味ではないという認識はしておりますが、パン以外の食材については八女市独自で選択をして、地元の業者をお願いをしているんですけれども、パンについては福岡県の学校給食会、これは選定した業者を通して仕入れております。ですので、仮にこの業者を使わずに八女市独自で他の業者から仕入れることも可能なんですけど、しかし、現実的には八女市の中山間地といいますか、そういった小さな学校まで対応ができるかということになると、なかなか学校給食会が行う検査を経ている業者を選定したほうが、確実にいわゆる基準値内といいますか、ゼロとは言いきれませんが、その安全性を担保できると今のところは考えているところです。

以上です。

○17番（森 茂生君）

県の学校給食会で使っているパンは国内産ですか、それとも外国産、確認されていますか。

○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

学校給食会で選定している業者が使っているパンにつきましては、まずは県産を使う、そして九州産、国産、それでも小麦が足りないときには海外産を使うという順番で使用しているということでございます。

○17番（森 茂生君）

ですから、私がお尋ねしたのは、海外産、外国産、輸入産を使っているかどうか、その話からすると、使っている可能性は残っているということで理解をしますけれども、先ほど言いますように、1つを食べても恐らくいろいろな問題は非常に少ないだろうと思います。しかし、それが毎日毎日、パンだけではなく、いろんな問題があるわけです。それは複合的にすると、いろんな問題が引き起こされる。この研究はほとんどやってられないんですよ。1つの項目だけは基準内ですよ、基準外ですよというのはありますけれども、それを長い間続ける、あるいはほかのと一緒に食べるということの研究はほとんどなされておりませんけれども、やっぱりそういうところから少しでも減らしていくという努力が私は必要かと思えます。せめて、よそでは地産地消に取り組んで極力やっているところもあります。

ここは愛媛県の今治市ですけれども、50から85%、これは国内産ではなく、地元産の小麦を使っているということです。地元産。国内ではなく地元産ですよ。そして、減農薬を学校給食で使っているけど、これも全部ではありませんけれども、地元の減農薬米を使っている。野菜に至っては、全部じゃないんですけれども、30%が有機米。その他を合わせると、50%以上の野菜を地元で調達している。なおかつ、30%は有機野菜を使っているという、現にそういうところもあります。今治市の場合、センターでやっていたのが老朽化したために、やめて、自給方式にしたということです。徹底した地産地消をやっているところですよ。千葉県のいすみ市も、ここはほとんど全部学校給食で有機米を使っている。いろんなところがありますので、八女市ぐらいのところは、むしろ小規模だから、地元産を手に入れやすいという面も私はあると思います。

ですから、ただ単に使いやすいからというわけではなく、せめて勝手かもしれませんが、八女市の子どもたちにはちゃんとした安全なものを食べさせようという気持ちが私にはあってしかるべきであると思っております。

話は戻りますけれども、このグリホサートの問題、これは資料の3番の一番下に載っています。大きく問題になって、カリフォルニアの大学が調べたところ、131人中122人、93%が、これ尿検査です。そして今、こういうのに非常に頑張っておられます前の農水大臣、山田正彦さんがデトックス・プロジェクト・ジャパンというのを立ち上げておられます。この中に国会議員、いろいろ含まれておりますけれども、この人たちが国会議員を含む28人から髪の毛をとって検査したら、19人、実に70%の人からグリホサートが出てきたということです。

これは外国なら話はわかりますけれども、国内で70%です。そして、この人たちは聞き取り調査によると、たった一回も農薬散布とかしたことはない。要するに、食べ物から髪に残留しているというのがはっきりしているわけです。

これはフランスの検査機関に出されたそうですけれども、日本でもこういう機会が必要だということで、我々の上部機関の農民連がこの機械をウン千万出して買って、今、日本でもこの検査が、最近ですけれどもできるようになりました。それで、私も申し込みをしていますので、議会が終わったら、床屋に行って、0.5グラム髪の毛が必要だそうです。誰でもできます。ただし、16千円ほどかかりますけれども、検査を受けたいという人は、私が取り次ぎしますので、ぜひやっていただければと思います。検査したくてもできない人も中にはいらっしゃるかもしれませんが、大方食べればそれぐらいできるのかなと思っていますので、よかったら市長、教育長、後で個別にお伺いしますので、ぜひ検査をお願いしたいと思います。

このように、いろんな面で農薬関係が多岐にわたって問題になってきておりますので、ひとつよろしくお願いします。

学校の問題、給食の問題、これはきょういきなりゼロにせろとは言いません。言いませんけれども、これも粘り強く議会で今後も取り上げていきたいと思っております。できれば本当は地産地消を中心にやりたいんですけれども、少なくともパンぐらいは、これは近々実行に移していただきたいと思っております。

それから、遺伝子組み換えの問題ですけれども、これに関してゲノム編集もですけれども、どのような考え方、国が認めたから使うんだ、あるいはなるべく減らすんだ、いろんな考え方があります。私も見てみましたら、栄養士さんあたりを聞きますと、栄養士さんの話に出てくるのは、栄養士さんは遺伝子組み換え、これは控えたいという意見が圧倒的多数です。八女市の場合はどうかわかりませんが、まずこの遺伝子組み換え、あるいはゲノム編集について、先ほど答弁いただきましたけれども、国が云々じゃなく、どうしたいという気持ちをぜひお聞かせ願いたいと思っております。教育長、御自身の素直な気持ちをぜひお尋ねします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

素直な気持ちということですので、素直に答えたいと思っておりますが、正直申しまして、余り私自身がこのことについて認識はございませんでした、質問いただくまでですね。遺伝子組み換えとゲノム編集というのがどこが違うのかということから調べてもらいまして、やっとそこにたどり着いたというところですので、現在のところですね。

給食に関して言いますと、検査項目の中に遺伝子組み換え食品の判定を行うものがありま

す。ですので、この検査で適の判定を受けた物資を給食の食材として使用しているということだそう。ですので、この件に関しましては検査がきちっとありますので、できているんだらうと思っております。ただ、ゲノム編集については、これは遺伝子をとるやつですね、抜くほうですけれども、これについての項目は現在のところないということで、ただ、もともとある遺伝子の中から除去するということが多分ないんだらうと、いろいろ変化がないということだらうと思っておりますので、その辺のところに対する私の考えというのはまだ今持ち合わせておりません。

以上です。

○17番（森 茂生君）

今言われましたのは、そしたら学校給食に遺伝子組み換えはないと理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育課長（中島賢二君）

さようでございます。

○17番（森 茂生君）

4番の表、2表をちょっと見ていただきたいんですけども、遺伝子組み換えの表示の問題です。日本とEUとアメリカと比べたものですが、表示の範囲が農産物85項目、加工品23目、EUは全ての食品が表示義務があります。食用油、DNAが残らない食用油、これは表示義務なしです。EUは表示義務があります。ここだらうと思っております。知らず知らずのうちに遺伝子組み換えを食っているだけの話だらうと思っております。ですから、きちっと表示されている分には使っていないだらうと思っております。この表示そのものが大体おかしいんですよ。よくスーパーに行きますと、豆腐やら大豆やら遺伝子組み換えを使っていない云々と書いてありますけれども、5%までは使っていないですよという基準なんですよ。5%までは最大入っている可能性があるということのようです。ですから、これは表示の問題で、もう少し厳しく日本の場合表示しないと、使っていない、食べていないつもりでもこの遺伝子組み換えを食っている。特に油なんかは、その他の項目は恐らく相当食べているはずですよ。ただ、わからないだけの話だと私は思っています。

先ほど遺伝子組み換えとゲノム編集という話が出ましたけれども、実はこのゲノム編集は10月1日より受け付け開始をしております。そして、恐らく年内にはこのゲノム編集された食品が市場に出回ると言われております。第1番に出回るのが、どうもトマトだらうと言われております。このトマトを食べると高血圧が治るとか、いろいろ言われているのが、恐らく年末には店頭にも並ぶ可能性があるということのようです。先ほど言われますように、ゲノム編集しただけでは表示義務がありません。ないもんだから、全く選ばうにも選ばれんわけですよ。やっぱりその表示義務、その下に書いてありますけれども、規制がない、狙った遺伝

子を切断した場合、任意ですので、わざわざ書く人は恐らくおらんだらうと思います。いわゆる表示なしということだらうと思います。

私もいろんなインターネットで調べましたところ、このゲノム編集はもう遺伝子があつて、その悪い部分をちょん切るんだというのがほとんどです。例えば、サバの場合は養殖が非常にしにくいと。なぜかという、攻撃性が高いということのようです。ですから、その攻撃性の部分をちょん切るとおとなしくなつて養殖の比率が格段に高くなる。あるいはタイの場合、太るのを抑える物質がある。それをちょん切ると筋肉隆々のタイが産まれるということが言われております。確かにそうかな、それだけならいいのかなと私は思っていましたけれども、先ほど言いますように、山田さんのブログの中にこういうのがあります。アメリカに行ってゲノム編集の科学者に話をしたという話載っています。全く理解をしてもらえんそうです。しばらく話しよつて、ああ、何だ、遺伝子組み換えの話かとなつたそうです。日本ではちょん切るからいいんだということですがけれども、外国ではそうは見られておりません。切るのではなく、破壊するのだそうです、そこの部分を。ですから、必ず前後が損傷するし、今までちゃんと中までつくつた層を抜くわけですので、このバランスが崩れて、100%おかしくなる。これが反対派の意見の学者の先生の話です。

例えば、いっぱい言われております。角は牛には要らんから、角なしのゲノムをちょん切つた。そして6匹産まれたそうです、角が生えない牛が。そのうち1匹が細菌に汚染されていたということで、これは危ないということで全部殺処分されたというのがあります。その逆に、乳量をふやすためにゲノムをしたところ、今度は角のない牛が産まれたとか、いろんな問題が出ております。

稲の場合も、これは突然変異でできた稲を、除草剤に強い稲ですがけれども、それを育てて、いわゆる人工的につくつたのが偶然に起きたんですけれども、その種を使つてずっと栽培していたら、ひよんなことから、よその稲と交配して2メートルもあるような稲が発生したということも報告されております。

ですから、遺伝子を破壊するのですので、どういう状況が起きるか、これは想像できないという科学者の意見が私は本当だらうと思つておりますので、表示の問題はいろいろありますけれども、ぜひこの遺伝子組み換えと同一レベルで見え支えないと私は理解をしたわけです。ですから、今後遺伝子組み換えの問題、いろいろ出てきますけれども、その可能性はできるだけ省いてほしい、これが私の思いですがけれども、注視をすれば割かし発見できる、あるいは専門家に聞けば発見できる可能性が私は多いと思います。ですから、その遺伝子組み換え、あるいはゲノム編集も同一レベルですがけれども、そういうのは極力使つていただきたくないと思いますので、その考え方について再度気持ちを聞かせたいと思います。

○学校教育課長（中島賢二君）

ゲノム編集農作物について、議員おっしゃるとおり、国としてはまだ規制の対象になっておりませんので、検査体制等もまだ整っていないというのが現状であろうと認識しております。ここら辺を研究していきながら、今後検討してまいりたいということを考えております。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

この問題も引き続き今後も取り上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

国内でできた遺伝子組み換えというのはほとんどないようです、農作物に関しては。全部輸入関係だろうと思っております。ただ、食品じゃありませんけれども、幾つか出てきましたので、ついで紹介させてもらいますと、北海道のホクサン株式会社というのがつくったイチゴがあります。そのイチゴは犬の歯周病、歯茎の病気に効くということで遺伝子を組み換えてつくったそのイチゴを低温でして粉末にするそうです。その粉末を犬の歯茎に塗ってやると、歯周病が改善するという、これは動物用医薬品販売承認、もう既におりにていますので、どこかでは使われている可能性があります。いつ人間にかわるかわかりませんが、こういうのを現実には北海道あたりで研究されて、これは実用化しているそうです。ただ表に出ないだけで、いろんな企業がいろんな会社が水面下でいろんな研究をして、いつこういうのが出てくるかわからないというのが私は現状だろうと思います。

ですから、先ほど言いますように、竹熊先生ではありませんけれども、やっぱり長い間培ってきた自然との折り合いをつけて有機農法ですれば、割かし農薬を使わずに丈夫な野菜を育てたり、稲を育てたりすれば、少なくとも極力控えた農薬、そういうのができますので、やっぱりそういう方面に私は力を向けていっていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、民生委員さんの件についてお尋ねをいたします。

今年度改選がありました。大分ふやしてもらったということですが、1つお尋ねしたいのが、昨年度お尋ねしたときに、1期でやめられるのが6割ぐらいおられました。今回の改選で1期でやめられたという民生委員さんは何%ぐらいおられたのかお尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員お尋ねの1期で退職された民生委員さんの数でございますが、1期と申しますか、3年以下ということで1期の方がほとんどですが、204名中の72名、率で申し上げますと35%ということになります。

以上です。

○17番（森 茂生君）

前回からすれば半減しているの、大変よかったことかなと思っております。区長さん方、民生委員さんをつくるために相当苦勞されているんですね。そのために区長さんがいよいよつくりきらんときは自分自身が民生委員になったり、奥さんにしていただいたりして、とりあえず3年間過ごそうということで民生委員さんをつくるのに苦勞されているのが現状かと思えます。

私は以前も申しましたけれども、なるだけ負担を軽くしてやらないと、以前お尋ねしたときは、たしか全国平均からすると、かなり活動量が多かったと思っておりますので、いかにしてこの活動量を絞って、行かやんときは当然行かやんからですね。無駄と言えるようなのはなるだけ極力へずって、またなってもいいよという雰囲気をつくらないと、もう3年間で懲り懲りですよというのがほとんどなんですよ、私が聞いたところでは。ですから、なるだけ2期も3期もやりたいという雰囲気をぜひつくっていただけたらと思えます。この点について、活動量をいかにして減らして、魅力ある民生委員さんといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、なるだけ長く続けていただくための活動方策、それはどういったものを捉えているのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

市長答弁にもありましたとおり、民生委員の負担軽減ということにつきましては、まずは民生委員さんの担当世帯が多いということもありましたので、そういったものを解消するために9名の増員を今回達成することができたと。また、民生委員さんの協力員として配置をお願いしています福祉委員及び見守り連絡員というのがございますけれども、こういった方々の御協力を得て、民生委員さんの負担軽減にも努めているところでございます。

また、さらには民生委員さんたちが校区に帰られて、校区の中で民生委員さんたちが集まっているいろんな協議をされる場がございますけれども、そういった場所において、市の職員、具体的に言いますと、包括支援センターの職員が出向く、また、社協の職員がその会議の場に出向いていろんな意見交換をさせていただいて、いろんな情報収集を行って民生委員さんたちの御苦勞、市役所にわざわざ来ていただかなくても校区の会議の中でいろんな情報収集をやっているような状況もございます。

森議員おっしゃるように、今回、一斉改選ということになりましたので、初めて民生委員になられる方、大変不安が多いということをおたちも承知しておりますので、できる限りのサポート体制を整えていきたいなということで考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

負担軽減について、2つだけですけれども、就学援助を受けるときに民生委員さんの御意

見を求める、あるいは生活保護を受けるときにも民生委員さんの意見を求めるとなっているかと思えますけれども、例えば、生活保護でもそうですけれども、これは必須じゃないんでしょう。民生委員さんの意見がなければならぬというわけじゃないんでしょう。必須ですか、民生委員さんの意見は。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明申し上げます。

民生委員法におきまして、民生委員の職務というのがございますけれども、定められておりますけれども、その中に福祉事務所の調査に協力するということが明記がございまして、一方、生活保護法の中でも民生委員さんの意見を聞くということになっております。したがって、それは強制かということになりますと、難しいところはございますけれども、県の見解を確認しましたところ、県のほうでは民生委員さんの御意見を求めるのは必須ですということで御回答を得ているような状況でございます。

○17番（森 茂生君）

私の理解が足りなかったかと思えますけれども、私は必須ではないと理解をしておりました。またこれは調べて言えますけれども、この場では、私は必須じゃないと理解をしておいたもんですので、また改めて調べてみます。

いずれにしろ、民生委員さんにとって非常に気になるそうです。自分の書いたあれで、もしそれが受けられなかったらどうするのかという心配をかなりされているようですので、できるだけいいですよということを言われるけれども、そう言われると、簡単にするわけにはいかんということで、相当これは負担になっているのが現実のようですので、必須ということであれば仕方がないんですけれども、御意見を求める程度なら、全部が全部求めんでもいいはずですよ。一部、教育委員会のほうでも、全て求めているわけでは私はないと思います。一部だろうと思えますので、極力省かれるものは省いていただきたいと思っております。必ず民生委員さんのあれがないと調べられないわけじゃないですよ、所得とかなんとか見れば、大方のことは見当つきますし、必ずしも民生委員の意見を求めなくてもいいと私は思っています。

それで、いろんなところで民生委員さんは無報酬ということであつたわけでおります。しかし、活動費、これは当然払われております。八女市で幾ら払われているのかお尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

民生委員さんには給与報酬がございませんので、活動費ということで活動費は支払われておりますけれども、県から59,500円、それから同額を市から59,500円支出しておりますので、合計で年間に119千円ということになります。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

調べてみましたら、よそよりかなり高いようです。全国平均は年間80千円程度かなと、それからするとかなり高額ですけれども、やっぱり皆さん、一般の人は理解していらっしゃる部分がありますので、そういう周知もぜひしていただきたいのと、やっぱり活動費といっても月10千円、相当活動されております。これについて、もう少し上げるべきではないかと、この間、意見交換会のときも出ましたけれども、この活動費の値上げについてどのような考えをお持ちなのか、お尋ねします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

活動費につきましては、従前から本市におきましては福岡県と同額を交付しているような状況でございます。福岡県については59,500円ということで先ほど申し上げましたけれども、今12月の福岡県議会のほうに活動費を上げるところで御提案がなされるということで伺っております。したがって、福岡県のほうでそういう活動費の値上げが可決されました場合には、私どもとしても同等の金額ということで協議をさせていただいて、また議会のほうに御提案をさせていただけたらということで考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

金額はわかりますか。わからないならわからないでいいです。値上げの金額——わからないならいいです。

これは国の委嘱ですよ。国の委嘱でありながら、国は一円も出さないと、不思議でたまらないわけですので、やっぱり市長会なんかも言っているようなんですけれども、これは国が委嘱するのなら、せめて何がしかのことは私は出してしかるべきかなと思っております。引き続き、恐らく市長会なんかでも要望されておりますので、ここで答弁は求めませんが、引き続き国に対しては要望していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○17番（森 茂生君）

17番森茂生議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

21番松崎辰義議員の質問を許します。

○21番（松崎辰義君）

皆さんお疲れさまです。ちょうど眠たいころに差しかかってきたと思いますけれども、いましばらくおつき合いをよろしく願いいたします。

日本共産党の松崎辰義です。私は、さきの通告に基づき一般質問を行います。

まず、介護保険制度における障がい者控除の認定にかかわる問題です。

同僚議員も過去2回にわたって質問を行っていますが、来年3月には確定申告をしなければなりません。これが認められるかどうかで日常生活にも大きな影響を及ぼします。

そこで、お尋ねをいたしますが、現在どのような考えでどのような作業を進めておられるのか、これからの考え方と進め方についてお尋ねをいたします。

次に、子育て支援についてであります。

昨年10月より、子どもの医療費が通院についても一部負担はあるものの、無料化が進められてきました。大いに評価するところでありますが、全国的には国保における均等割を子どもたちは免除したり、一部負担金を取らなかつたりと支援が広がっています。お隣広川町でも、中学生まで通院も無料となり、一部負担金もなくなりました。

そこで、八女市においても一部負担金をやめることはできないのでしょうか。子育て支援、子どもの貧困対策の充実の観点からも、来年度からでも実施を求めるものです。執行部の見解をお伺いいたします。

次に、交通安全対策の問題についてであります。

さきの9月議会でもお聞きしましたが、車の急発進を抑制する装置に支援する自治体がふえています。今年度から始めた市民と議会との意見交換会の折にも、黒木町でぜひ実施してほしいとの要望が出されたところです。現在どのような検討が進められているのか、お伺いをいたします。

次に、福祉事業についてであります。

私も最近になって知りましたが、加齢性難聴が社会問題となっております。全国国民医連の調査では、加齢性難聴は1,000万人いると言われていています。また、ある調査では、60代前半では5人から10人に1人、60代後半では3人に1人、75歳以上になると7割以上の人が加齢性難聴であると言われていています。

現在、21程度の自治体は何らかの支援を行っているようですが、八女市では現在どのようにされているのか、また、今後どのようにしようと考えておられるのか、お伺いをいたします。

最後に、環境問題についてであります。

現在、八女市では汚水処理対策として流域下水道、農業集落排水、合併浄化槽で汚水処理

を行っていますが、管理費が下水道と比較して合併浄化槽は高いなどの不満が区長との懇談会の折に出されました。同じ八女市民として同じようなサービスを受けるとするのは当然の権利としてあると思いますが、執行部の今後の考え方をお伺いいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、介護保険制度についてでございます。

介護保険における要介護認定者の障がい者認定についてでございます。

本市において要介護認定者の障がい者控除対象者の認定につきましては、介護保険の要介護度、要介護認定する際の主治医意見書の情報及び要介護認定者の日常生活状況により、所得税法施行令、地方税法施行令の規定に基づいて、障がい者などに準ずる者に該当するかを判定いたします。

この税の申告の際に用いることができる障害者控除対象者認定書は、要介護認定者などの申請により発行の手続きを行っており、「広報やめ」や市ホームページにて周知しているところでございます。

この発行手続きにつきましては、今後、申請手続の簡略化等に取り組んでまいります。

次に、子育て支援についてでございます。

まず、子どもたちの医療費の一部医療負担（通院）についてでございます。

本市では、子どもの保健の向上と福祉の増進、また、少子化社会における子育て支援策としまして、平成30年10月から子育て家庭の医療費負担の軽減を図る目的で、中学生の通院に係る医療費の助成を新設いたしました。

今後も、他の子育て支援施策とも連携をし、安心して子どもを産み育てられることができるまちづくりを目指して制度の充実に努めていきたいと考えております。

次に、交通安全についてでございます。

車の急発進防止策はどのように検討されているのかという御質問でございます。

高齢ドライバーの交通死亡事故の原因として大きな割合を占めるのが運転操作の誤りであり、その多くがブレーキとアクセルの踏み間違いが原因となる事故とされております。このような事故を防ぐために、自動車メーカーなどからペダル踏み間違い時の加速抑制装置が販売されております。

本市では、これらの装置についての調査を行うとともに、毎年行っております八女シニア・ドライビングスクールにおいて、参加者の試乗体験をしていただき、普及に努めております。

次に、福祉についてでございます。

まず、加齢性難聴への支援についてでございます。

本市では、身体障害者手帳の交付を受けた方や指定難病の方を対象に、障害者総合支援法に基づき補装具としての補聴器の購入等に要する費用の一部を支給しています。その際、補聴器の機能によっては、医師の意見書や処方箋により障がい者更生相談所の判定が必要になります。

現在のところ、補聴器に関する相談については、市役所窓口のほか、各支所管内で専門家による相談を毎月実施しており、加齢性難聴の方への相談にも対応しています。

次に、環境問題についてでございます。

今後の汚水処理構想と計画についてのお尋ねでございます。

現在の本市の汚水処理構想につきましては、平成27年度に見直しを行い、平成28年度の福岡県汚水処理構想の中に位置づけられております。

本市の汚水処理構想では、計画目標年度を令和17年度と定め、この時点における行政人口4万9,400人のうち下水道計画人口が2万300人、農業集落排水計画人口が690人、個人設置型浄化槽計画人口が2万8,410人としております。

また、各汚水処理施設の整備につきましては、農業集落排水は既に整備完了しておりますが、下水道が令和22年度、個人設置型浄化槽が令和26年度の整備完了予定としております。

したがって、今後も計画的な下水道の整備、浄化槽の一層の普及促進に継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○21番（松崎辰義君）

それでは、質問をさせていただきますけれども、介護保険における障がい者控除の対象とはどういう人を指すのか、対象となる条件とはどういうものか、お願いします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

障がい者控除対象者の認定を受けられる方につきましては、所得税法施行令、地方税法施行令の中で65歳以上の高齢者については、身体障害者手帳の交付を受けてある方のほかに身体障がい者に準ずる者として市町村の認定を受けてある方が障がい者控除の対象とされております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

そうしますと、八女市においては、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5とありますけれども、どれくらい以上の人か。自治体によって要支援のところからありますし、要介護1からというところもありますけれども、八女市ではどうされているのか。また、その対

象者となる市民の数はどれぐらいおられるのか、お願いします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

障がい者控除対象者の認定については、八女市におきましては、介護保険の要介護認定の結果における要介護度と、その認定を行う際に用います主治医の意見書の中の理解及び記憶に関する事項ですとか、身体の状態、日常生活自立度の記載等、それから、申請を受ける上で日常生活の状況等をお伺いいたしまして、24項目になりますけれども、それにより認定を行っているところでございます。

したがって、例えば、要支援1ですとか要介護1以上が対象になるという形での御回答はできないと考えております。

認定の対象となる数ということですが、そういうことで実際に何人ということまでは申し上げられませんけれども、今、要介護1以上の認定をお持ちの方とすれば、約3,200人ほどいらっしゃると思います。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

私が言いたいのは、認定されるかどうかはまた別問題、申請を出して調査の上だと思えますけれども、いろんなところを見ますと、もちろん審査がありますけど、要介護度1以上の方は大体その対象となれるようですが、じゃ、こういう制度があることについては、先ほど市長答弁でホームページ、八女市広報において周知をしているんだということですが、高齢者は特にひとり住まい、また高齢者の二人住まいになるとなかなかそういう部分かわからないのが実態ではないかと私は思っておりますけれども、これについて、高齢者65歳以上の方がそういう制度を全て御存じであるとお思いですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

市といたしましては、先ほど議員おっしゃいましたように、市の広報紙、ホームページ等で周知をさせていただいているところでございます。全ての方が御理解いただいているかどうかについては、把握はしておりません。

○21番（松崎辰義君）

なかなかこころの把握というか、周知徹底は、特に高齢者相手ですからかなり厳しいものがあるだろうと思っております。

同僚議員も以前、6月議会の折にも申されましたように、愛知の保険医協会が県も含めて市と交渉して、ある一定の方には全て申請書を送れということで交渉し、申請書を送るようになったという経緯がございます。やっぱり送られてくれば、ああ、こういうものがあるん

だということをまず知ることができる。そして、当然申請をしなければだめですよということを書けばいいわけですから、例えば、要介護1以上の方には、まずは全て申請書の送付と、こういうことができますよというお知らせをしたらどうかと思いますが、いかがですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、要介護認定を受けておられる方が適切に税の控除を受けていただくための重要な認定書と認識しております。そのために、この制度を必要な方が確実に交付を受けられるように周知をすることは大変重要なことと考えております。

今後、その周知の点につきまして、具体的に検討をして実施してまいりたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

ぜひ早急に対応していただきたいと思いき、それが一番わかりやすいと思うんですね。ホームページ、広報、全ての方が読むわけではございませんし、ホームページになれば、高齢者の方々はインターネットで検索できるのかという問題もございます。

そういうことも含めれば、そういうものを送付し、とりあえずわからなければ聞きに来るとか、こういう制度があることを市民の皆さんにきちんと知ってもらう必要があるんじゃないか、そこがまず第1番目じゃないかなと思うわけですね。

ですから、今から検討に入るといことですので、せめて要介護1以上の方については全てあなたも対象者ですよと。ただ、認定されるかどうかは別として、申請はできますよということには必要ではないかなと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、申請書をいただきました。先ほど言われましたように、その中には日常生活の状況、それから精神の状態、かなりの項目において回答をしなければなりません。これも6月議会の折に同僚議員が尋ねたところですけども、書くということは非常に大変なんですよね。どう判定するのか。見ている、どっちにするんだろう、どこにした方がいいんだろうと思ひますけれども、この間、チェックシートと言われておりましたので、チェックシートとさせていただきますが、これはほかの自治体を含めて全て行っていることでしょうか。ほかの自治体ではやっていない自治体もあると聞いておりますが、その点はいかがですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

この申請書の中で、日常生活の状況等を14項目にわたりましてお伺ひしておるところですが、この日常生活状況等については、市によっては申請をする際にこの項目を参考にされている市もあれば、こういう項目をとっていない市もございます。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

そうなんです。自治体によってとっているところ、とっていないところがあるわけですから、必ず必要なのかなと私も思います。これも一つ、書く人にとっては苦になるのではないかと。

一番大事なのは、やっぱり専門家の判断だろうと思うわけですね。ですから、医師の意見書、それから介護認定、専門家の方がきちんとされるわけですから、その中でどうなのかというのを決めていってもいいのではないかと。

それと、こういうものをとっても、最終的にそれを出すかどうかはあなた方職員が判断するんでしょう、どうですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

先ほど説明いたしましたように、現在は要介護度と主治医の意見書、あわせて日常生活状況を調査いたしまして、それを含めたところで認定を出しておるところでございます。

○21番（松崎辰義君）

それを調査しまして、あなた方職員が認定するかどうかを決めるわけですよ。それよりも専門家がきちんと医師の意見書、それから介護度、専門家の立場から判定してあるわけですから、それで十分判定ができるのではないかなと。かえってこういうことをすることで悩ましいんじゃないかなと私は思うからですね。もちろん長年おられれば、かなり詳しくはなられると思うんですけども、市の職員ですから当然異動があります。初めてというのもあります。ですから、やっぱりこういうものは専門家の意見書、そして専門家の判断というのを重視してすることにすれば、こういう調査票は要らないんじゃないかなと思います。

それとあわせて、これは大阪市のことですが、大阪市は、障がい者控除対象として介護保険の認定調査を受けた65歳以上の方で、認知症高齢者の自立度がⅡ a かⅡ b 以上の方となっているようです。つまり、医師の意見書と介護度で判断をする。特別障がいになるとまたランクが上がると。

これはみよし市の例ですけれども、次の全てに該当する方が対象となりますということで、1、65歳以上の人で要支援2以上の人、2、認定調査票及び主治医意見書の障がい高齢者日常生活自立度がJ 1、J 2、A 1、A 2に該当する人、3、認知症高齢者等日常生活自立度が自立、I、Ⅱ a、Ⅱ bに該当する人となっております。これのほうがよくわかりやすく、そして、受けられたほうも納得ができるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

今後、障がい者控除対象者の認定の基準につきましては、議員がおっしゃいます日常生活状況のチェックシートも含めまして、よりわかりやすいような認定の仕方を具体的に検討して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

先ほどの市長答弁もありましたように、簡素化ということも大事なことだろうと思いますし、受けたいと思う方が本当にわかりやすい制度にしていくためには、そういう専門家の意見を重視していくことが非常に大事ではないかと思っておりますので、ぜひこの点も検討をお願いしたいと思います。

それから、障がい者控除の認定を受けた人が、この制度については5年さかのぼることができると言われております。この5年さかのぼってというのは、市民の方はどれぐらい御存じなのかということと、こういうケースが今まであったかどうか、お願いします。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

この認定を5年前までさかのぼって出しているということにつきましては、今のところ、特にこちらから周知はしておりませんが、現在の状況といたしましては、税の申告等にお見えになった方が税の担当者のほうから5年さかのぼってできるからという御案内を受けて、介護長寿課のほうにお見えになった場合にさかのぼって発行しておる状況でございます。

以上です。（「発行したことはあるということ」と呼ぶ者あり）はい、ございます。

○21番（松崎辰義君）

きちんと対応されているんだなということはわかりましたが、じゃ、これを5年さかのぼれるよということをどれぐらいの人が知っているかということですよ。意外と知られていないんじゃないかと。この辺の周知徹底も要るのではないかと思いますので、今後どのようにされますか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

先ほど制度の周知のことについてお答えさせていただきましたが、その周知にあわせて、その点についてもわかりやすくお伝えしていくようにしたいと思います。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

早急に、速やかにそのことを実施できるようにお願いをしたいと思います。

それから、あることを調べておりましたら、八女市の平均所得、年収というのが出ており

ます。今、2019年ですから、昨年2018年の平均所得が出されております。八女市は2,591,444円、これが八女市民の平均所得と言われております。

これは福岡県でいいますと42番目なんですね。福岡県60自治体がありますが、42番目。非常に低いなと思いますし、最下位からいきますと19番目なんですね。近隣全部は調べておりませんけれども、例えば、お隣の広川町と比較しますと、広川町は36番目、2,645,069円。広川町との差が年間53,625円、所得が八女市のほうが低いと。もう一つ、お隣の筑後市と比べてみますと、筑後市は23位、年間所得が2,812,773円。八女市と比べますと220,624円の差があるのが今の状況です。非常に生活水準が低いと。一概には言えないでしょうけれども、年収が筑後、広川と比べて少ないのが今の八女市の現状だと思います。

つまり、そういう中でどう市民生活を手助けしていくのか。そのことを考えたときに、一人でも多くのこういう控除を受けられる人をつくっていくことも行政の大事な仕事だと思うわけですね。

平均所得を上げればいいことですけれども、今の社会情勢の中でそう簡単には上がらないだろうと思います。ですから、やっぱりこういったできること、そして知らせて、このことで少しでも控除を受けていただくと、これも大事な行政の仕事じゃないかと思いますが、いかがですか。

○介護長寿課長（橋本妙子君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、高齢者の安心した暮らしがより困難になっている状況かと思えます。そういう中で、介護長寿課といたしましては、今回御質問いただきました障がい者控除対象者の認定という部分でもより多く周知をして、必要な方については広くこの控除を受けていただくということも含めまして、高齢者福祉という全般的な面でいろいろな対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

今、特に高齢者の生活というのは、年金しかり、また消費税しかりの中で、本当に厳しくなっているのが現実だと思います。これによって、ある自治体では自殺者がふえたというところもあります。八女市の状況を見ますと、自殺者は随分減っているようです。そういう意味では安定して暮らせているのかなとは思いますが、いつどうなるかわからないのが今の現状だと思いますので、ぜひそういう部分についてきちんと目配り、気配りをして、高齢者福祉の充実を進めていっていただくこと——検討するということですので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、子育て支援ですけれども、登壇して申し上げましたように、非常に今、子育て支援

の輪が広がっているといいですか、いろんな自治体で子育て支援が充実されているのが現状です。

八女市におきましても、子育て支援については他の市町村に決して劣っていることはないと思いますし、むしろ先を行っているのではないかなと思うところですが、まだまだ充実させる必要性というのは十分あると思いますので、今までやってきた中で、せめてお隣の広川町みたいに一部負担も撤廃、取らないと考えられないものかと思っているわけですが、この一部負担金というのを取らなかった場合、どれぐらいの財源が必要でしょうか。

○市民課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

子どもの医療費については、国民健康保険に御加入の方の情報はございますが、それ以外の保険に御加入の方の情報がございませんので、国民健康保険に御加入の方の情報をもとに試算をさせていただきましたところ、年間で38,400千円ほど必要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

試算ですから、細かい数字は正確ではないかと思いますが、概算で38,400千円必要だということですが、決して今の八女市の状況の中で出せないお金ではないと思っております。

このことについて、副市長、どうお考えなのかお願いいたします。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

医療費の補助につきましては、段階的にずっと今までやってきております。隣の広川町が全額補助するというので今回質問されてあると思っておりますけれども、先ほど議員もおっしゃったように、いろんな子育て事業についても補助をしてきておるつもりでございます。それから、学校のほうもそうでしょう。だから、総体的にいけますと、八女市が相当な費用を投じていると思っております。

ただ、医療費について、そういった状況が隣町から出たということで、若干県内も含めてどういう状況なのかを把握しながら、今後ちょっと協議に入りたいと。

ただ、先ほど言いますように、八女市が相当な投資を出している中でどこまでできるか、それはまだわかりませんので、よろしく申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

いろんな施策の中でやっているんだということですので、それは了解した上での話ですが、今、いろんな自治体で、特に子どもの医療費についての支援というのが広がって

る現状ではないかなと思いますし、やっぱり病気の問題、どうかすれば命にかかわることですので、ぜひ検討もしていただきたいと思います。

ある一部では、医療費をこんなに補助してやると余計にかかって医療費が高くなるんじゃないかという話もあるようですけれども、いろんな調査の結果、そういうことはあっていないということも言われておりますので、この八女市をしょって立つ子どものことですから、いろんな施策の中でやられることはわかりますけれども、ぜひ医療費についての特段の配慮をお願いしたいと思うところです。

市長、この点について一言お願いします。

○市長（三田村統之君）

子どもの教育については、特に子どもも十分配慮しながら今日までやってきたつもりでございます。

各学校からの要望、教育委員会の要望等につきましては、過疎地域、中山間地も含めて——ですから、学校教育に、他の部分でもほかにはない、広川町あるいは筑後市にない負担というのがかなりの金額になっておりますから、総体的に今日まで考えてきましたけれども、その中でも特に子どもに対しての支援は、議員御承知のように八女市は率先してやってきたつもりでございます。

しかし、時代の流れとともに、あるいはまた、国民の皆さん方の要望等も十分把握をしながら検討していかなければならない課題というのは、医療費はもちろんですけれども、まだまだやらなければならないことが八女市には教育の分野でも数多くございますので、そういうものをバランスよく配慮しながら予算の執行をやっていかなければいけない、事業を計画していかなければいかんと思っておりますので、医療費についてできないということではございませんで、総体的に教育問題について考えていかなければならんと思っております。

予算の関係もあります。しかしながら、今議員おっしゃったように、八女市民の所得が非常に低いという中で、支出でございますから、その点は十分配慮しながら、子育てができるように努力はしていきたいと思っております。

○21番（松崎辰義君）

非常に厳しい中で、先ほども言いましたように子育て支援が決しておかれているわけではない、むしろ進んでいるほうだという認識はありますけれども、やっぱりそれをさらに進めていく、そして、安心して八女市で子育てができる、八女市に住んでみようかと思ってもらえるような施策をぜひ今後進めていっていただくことを強く要望しておきたいと思います。

次に、交通安全対策についてですけれども、答弁いただきましたが、9月議会の答弁とほぼ一緒かなと思って聞きましたが、具体的に何をどう検討されてきたのか。いわゆる急発進を抑制する装置についてどのような協議がなされてきたのか、その内容について少しお話を

していただければと思います。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

9月以来の経過というか、そういったことだと認識しておるところでございます。

いわゆる装置というのが、電氣的にシャットアウトするという装置もございますし、ペダル等で物理的に踏み間違いを防ぐ装置もあるというやつを調査させていただいたところがございます。

私どもも、実際に電氣的な取り付けの形のタイプ、こちらの車のほうにも試乗させていただいております。実感として、これだったら防げる部分もあるという認識もございます。

それと、10月、11月にかけて、八女シニア・ドライビングスクールというものをことし開催しております。この中で、高齢者の方に参加していただいて、御自身の運転能力なり、判断能力なりを再認識していただくスクールでございますけれども、こちらのスクールのカリキュラムの一つに自動車メーカーの御協力もいただきまして、実際に車を持ってきていただいております。参加者の方々に実際その車に乗っていただいて、急発進というのはどんな危険なものなのかという体験をしてもらい、アンケートもとらせていただいております。非常に好評で、自分もその装置についてわかったという声もいただいておりますので、今後につなげていきたいと思っております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

それだけ好評を得ているならば実施したらどうかなと私は思うわけですがけれども、今、インターネット等で調べてみますと、今年度、いろんところが実際に始めております。年度途中であっても、そういうものの必要性というか、事故を防ごうという思いからだと思えますけれども、そういう自治体がふえているというのが現状だと思います。東京都は9割補助というところでは。

それで、あるところを見ておりましたら、東京都知事の小池さんは実際に乗って体験をされたということですが、三田村市長は体験されましたか。

○市長（三田村統之君）

申しわけありません。体験はまだしておりません。

○21番（松崎辰義君）

体験したからどうだということではないんですけども、やっぱり実際に体験をする中で本当にその必要性とか、性能のよさとかを実感できると私は思っているところです。ぜひそういうことも体験していただいて、この制度については、さらに突っ込んでやっていただきたいと思うところです。

ことし10月24日に、岡山県美作市の上山地区というところに同僚議員と視察に行ってきました。中山間地で棚田再生を行っているところですが、移住してきた若者たちを中心に、もともと住んである多くの農家の方々と一緒に棚田を再生しておりますが、そこでいろいろお話を聞く中で、村では免許証を返納したら生活が成り立たない、軽トラックは必需品だ、免許証返納なんてとんでもないという話でした。

調べてみますと、ことし4月からこの美作市も急発進抑制装置の補助を行っております。費用の3分の2、上限100千円ということでされております。そして、登壇して申し上げましたように、ことし黒木町で行いました市民と議会との意見交換会でも、そういった抑制装置の推進でいつまでも車が使えるように、我々黒木町にとっては交通体系、そして農林業においても車はなくてはならないものであるから、それらの推進をぜひやってほしいという強い要望が出されているところです。ですから、そういう声に応える必要が今あるのではないかと思います。

ただ、今答弁の中では、来年度から実施したいとか、いつから実施をしたいとか、そういう答弁はございませんけれども、それについて、やっぱり一定前進してきたところも必要ではないかなと。来年度からの実施というのは考えられないのか、いま一度お伺いいたします。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

それこそ、私どもも制度とか実施の内容等も研究させていただいておるところでございます。先日来、新聞報道にもございましたけれども、国のほうもこの制度に関して取りかかっていくという記事も出ておりましたし、福岡県へも我々要望をさせていただいておるところでございます。事業化に向けたところの要望ということでさせていただいておるところでございます。

今後は、国の動向なり、県の対応なりといったところも注視しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

県の、国の動向を見よっても何も進みませんよ。要は市としてどうするかですから、当然国、県を動かすためにも、やっぱりそういうことを各自治体が始めていく。そのことも国、県を動かす大きな力になると思っております。

先ほど言われたように、シニア・ドライビングスクールで実際に体験をしていただいた。非常に好評であった。そういうことも踏まえれば、なぜしないのか、何かできない理由があるのか、財政的なものなのか、そこら辺をどう考えてあるのか、お願いします。

○議長（角田恵一君）

財政上の問題という部分で今言われておりますが、答弁はどなたがいたしますか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

抑制装置の取り組みの件については課長が申したとおりでございます。現段階におきまして、私どもとしては、いわゆる財源確保の部分について確たるものになっていないということで、課長が申したのは国に動きがある、それと県のほうにも動きがあるということで、その辺について情報収集をさせていただいております。

この件につきましては、そういう部分で政策判断の材料が固まり次第、市長のほうに政策判断の場というものでさせていただきたいと思っておりますので、その辺について、しっかり確たるものにしていく取り組みをさせていただいているところでございます。そういう形で進めさせていただいております。よろしく申し上げます。

○21番（松崎辰義君）

各自治体ともこぞってという言い方は合っていないかもしれませんが、見るたびにふえているんですね。6月に見てから最近見ると、またとにかくふえているのが実態です。どこも本当に交通事故を減らしたい、高齢者の事故をどうするのかと真剣に考えたときに、早急にしなければならない課題だと意識してやっつけらっしゃると私は思っています。ですから、八女市は非常にそこがまどろっこしいというか、どういう表現がいいのかわかりませんが、非常にじれったい気がするんですね。

ぜひ、先ほどそれが固まり次第ということですので、政策的なものも含めて、財源も含めて、早急に結果を出していただくよう強く要望しておきたいと思います。

次に、加齢性難聴についてですけれども、この問題に取りかかって私も初めてこういうことを知ったものですから非常に戸惑っているところでございますけれども、なかなか質問がまとまらないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

これは東京都議団の話ですけれども、人の言っていることがわからないために誤解を生じる。電話は聞こえない。全てにつらいと。聞き返しが多いです。とんちんかんな返事をすることもあります。この生活から脱却したい。これは日本共産党の東京都議団が取り組んだ難聴と補聴器に関するアンケートに寄せられた声です。

実は、私自身も2年ぐらい前から非常に聞こえなくなって、昨年、耳鼻科にかかりました。一定の音は聞こえていないようです。それで、年のせいと諦めるしかないのかなと思っていたところにこういう東京都議団の取り組みの記事を見て、八女市でもぜひ加齢性難聴について取り組んでほしいという思いで質問させていただきたいと思います。

今、八女市でされている補聴器補助というのはどんなものか、まずお願いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

八女市で補聴器購入者に対する補助を行っている分につきましては、障害者総合支援法に基づく補助でございまして、身体障害者手帳をまず持っていらっしゃる方、もしくは指定難病の方で耳の聞こえが悪いという方については補助をやっておりまして、身体障害者手帳の交付につきましては、音のレベルでいきますと高度もしくは重度で、大きさをいきますと70デシベル以上の音が聞こえないという方について補助をしているような状況でございまして、実際の補聴器購入費の1割を購入者に御負担いただいております、非課税の方等については免除と、そういう制度になっております。

以上でございます。

○21番（松崎辰義君）

1割を負担していただく、9割補助ですね。これは何か法的に決められていることなのでしょうか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

厚生労働省の障害者総合支援法の中で補装具の支給制度というものがございまして、その中で自己負担が1割ということで決められております。

○21番（松崎辰義君）

わかりました。加齢性難聴の補聴器補助について、今、八女市はやっていないわけですが、この制度、言いましたように、まだ東京都を中心に——東京都で8つですかね。ほかに、今インターネットで見たところでは21自治体、そのほかにもあるかもしれません。でも、一応21自治体がそういうことをやっているということについて、八女市でも何らかり取り組むという考えは現在のところではないのかどうか、まずお伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

議員おっしゃいました全国的な取り組み自治体は21自治体ほどであるということで、私どもも把握しているところでございます。県内によりますと、田川市がそういう取り組みをやっていることを承知しておりますけれども、当然予算が伴うこととございますので、現時点で八女市としては補助をする予定はございません。

○21番（松崎辰義君）

先ほど市長答弁の中にも加齢性難聴については相談があっていると。専門家が相談を受けている、各支所でもあっているとされました。どういう相談が寄せられているのか、お伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

現在、八女市のほうで補聴器相談ということで、市の広報等にも掲載して相談を受け付けておりますけれども、こちらにつきましては、市内旧町村でも毎月1回ずつやっておるわけでございます。

相談の内容につきましては、補聴器の購入に関する相談もありますけれども、多くは補聴器を持っていらっしゃる方の修理の相談であったりとか、聞こえづらいからどんな対処をしたらいいかとか、そういう補聴器の修理に関する相談等が多いのが現状でございます。

○21番（松崎辰義君）

月にどれぐらいの相談がありますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明します。

正確な数字を今持ち合わせておりませんが、1時間程度の相談を受け付けておまして、その時間を四、五人の時間で割り振って受け付けをしておりますので、旧八女市であれば月に四、五件、黒木であれば四、五件ということで受け付けをやっているような状況でございます。

○21番（松崎辰義君）

だから、各支所でやっているわけですから、八女市において、トータル的に月に何件ぐらい加齢性難聴について相談がありますか。

○福祉課長（栗山哲也君）

お答え申し上げます。

月に四、五件の受け付けをやっておりますので、年間にしますと12倍で50件程度相談があっているのかなと感じております。

○21番（松崎辰義君）

専門家によると言われましたが、どういう専門家ですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

相談を受け付けている人につきましては、事業者さんを回しという形でやっている関係もありますので、実際には補聴器を販売する事業者の方に相談を受け付けてもらっているような状況になります。

以上です。

○21番（松崎辰義君）

その人は認定補聴器技能者という資格を持っていらっしゃるかどうか、お伺いします。

○福祉課長（栗山哲也君）

申しわけありません。認定補聴器技能者の資格を持っていらっしゃるかどうかというのは

把握できておりません。

○21番（松崎辰義君）

要はここが大事だと思うんですね。いろいろ調べてみますと、販売店ではそういう資格を持っていない方もいっぱいいると。加齢性難聴については、なるべく早目に補聴器をつけ始めたほうがいいと。そして、つけ始めるときに一定の訓練が要ると。すぐそれになれるということはできないそうです。ですから、そういうことをどうしていくのか、そのためには資格を持った方がきちんと対応しないととんでもないことですよと言われております。

八女市に耳鼻科が幾つかありますけれども、補聴器相談医という資格を持った方がおられるそうですけれども、八女市の耳鼻科において、この資格の認定者がおられる病院というのは御存じですか。

○福祉課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

市内の耳鼻科でその資格を持っていらっしゃるかどうかということでございますけれども、県の認可を得てということになりますので、市内の耳鼻科については全て持っていらっしゃるということで考えております。（「えっ」と呼ぶ者あり）全ての耳鼻科がそういう認定を受けていらっしゃると思っております。

○21番（松崎辰義君）

それはとんでもない話ですよ。福岡県内の補聴器相談医というのは名前が全部ついております。

八女市では病院が1件しかないんです。その認定資格を持った方が2名おられます。八女筑後で1件なんです。よくいいます県南6市でいきますと、八女市が1件、みやま市が1件、柳川が1件、大牟田が4件しかないんです。この方たちがどうしていくのかというと、きちんとプログラムをつくって、そして、先ほど言いました技能者の方に渡して訓練をしていかなければ、本当に補聴器が有効に使えないというのが今の現状だそうです。

ですから、私も今度調べて初めてわかったことですから知らないのも当然かもしれませんが、ぜひ加齢性難聴については調べていただいて、調査もしていただいて、今後、高齢化率もどんどん上がっていく中でそういう人たちが安心して八女市に住めるように、ぜひそういう支援もやっていただくようよろしくお願いいたしますと思います。

最後に汚水処理構想ですけれども、先ほど登壇して申し上げましたように、下水道、そして集落排水、合併浄化槽といろいろある中で、合併浄化槽は全部自前でしなければならないみたいな話ですよ。

資料をいただきました。これは非常にアバウトな話でありますけれども、いただいた資料の今までに下水道に要した費用、そして、今までに合併浄化槽に出した補助金、これの1年

間の割合がどれくらいだったのかということを出してみまして、もちろん受益者負担金使用料というのは省いても、大体下水道の11%程度しか合併浄化槽にはお金が使われていない。そして、これから管理する中で、先ほど登壇して申し上げましたように、区長さんからも随分開きがあるじゃないか、ここをどうするんだという要望が出されたところです。

以前も質問いたしましたけれども、7人槽でいうと、合併浄化槽と下水道管理料の差が年間最大で37,218円ある。やっぱり同じ市民として平等に——本当に平等というのはなかなかできないでしょう、施策の違いがありますから。でも、そこにちゃんとサービスが受けられるというところで、この間視察に行った佐賀市、そして嬉野市は合併浄化槽の市町村設置型をしているんじゃないか。それは市民の要望です。

ですから、ぜひそういうことを考えていただきたいと思いますが、現時点での考え方をお願いします。

○議長（角田恵一君）

時間がございませんので、まとめてお願いいたします。

○上下水道局長（溝上啓之君）

今後の浄化槽事業の考え方ということでございますけど、汚水処理の普及は環境の観点から、また移住・定住の施策の面からも大変重要なことだと認識しております。

本市の浄化槽は個人設置型で事業を推進しておりまして、浄化槽の設置転換により一層推進をするために、御承知のとおり今年度は3年目になりますけど、浄化槽整備事業補助金の拡充を実施して、より住民負担の軽減を図りながら浄化槽の設置を推進しておるところでございます。

また、来年度からの考え方はということでございますが、大変厳しい市の財政状況ではございますが、さらなる拡充を行いまして、より強く推進をしまいたいと考えております。

○議長（角田恵一君）

時間が参りました。21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午後2時50分まで休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

16番三角真弓議員の質問を許します。

○16番（三角真弓君）

皆様大変にお疲れさまです。公明党の三角真弓でございます。大変にお疲れのことと思っておりますけれども、最後まで御清聴よろしく願いいたします。

では、さきの通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

初めに、森林の保全と林業の振興についてであります。

ことしの台風19号は、堤防の決壊、各地での浸水被害と、同僚議員もおっしゃっていましたように、百年に一度の台風災害だったとも言われております。また世界的に見ても、今夏、猛烈な熱波が欧州各地を襲い、パリでは7月に42.6度を記録、グリーンランドでは8月のある1日だけで125億トンという記録的な量の氷が解けています。

このような現状を踏まえ、世界では気候非常事態宣言が市民、社会の大きな運動になりつつあり、欧米では1,000の自治体はその宣言を表明しています。日本では、SDGs、国連の持続可能な開発目標の先進自治体に選ばれている長崎県壱岐市が気候非常事態宣言を本年9月議会で提案され、9月25日に可決承認され、積極的に温暖化対策を進める政策や計画が立案をされてまいります。

本市では、面積の約65.6%を保有する森林は、水を蓄えてきれいにする機能や山が崩れるのを防ぐ機能など私たちの暮らしを支えるさまざまな機能を有しています。特に地球温暖化防止にはCO₂の森林吸収源対策は重要で、また、治山事業による国土の防災・減災に大きな役割を果たし、地域の安心と安全を確保するため、森林の保全は最も重要でございます。

以下4点についてお尋ねいたします。

1、現状とその課題は、2、若者の林業就労とその支援をどう考えるか、3、林業振興への補助金対策は、4、森林の保全と災害対策との関係性についてお尋ねをいたします。

次に、新庁舎建設についてであります。

令和5年度までの完成に向け、いよいよ設計施工が開始をされてまいります。新庁舎建設によって、1、八女市全体の住民サービスがどのように向上するのか、2、少子・高齢化が急速に進む今、建設費の将来の財政への負担などをどのようにシミュレーションされているのか、この2点についてお尋ねをいたします。

最後に、予防医療対策についてであります。

予防接種には、個人を守ると社会を守るの2つの役割があります。予防接種を受けると、その病気に対する免疫力がつくられ、その人の感染症の発症あるいは重症化を予防することができます。また、多くの人が予防接種を受けることで免疫を獲得していると、集団の中に感染患者が出ていても流行を阻止することができる集団免疫効果が発揮されます。さらに、ワクチンを接種することができない人を守ることもつながります。

以上の点から、1、高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種の周知について、2、乳幼児感染症ロタウイルスワクチンの定期接種の周知と拡充についての2点についてお尋ねをいたします。

あとは質問席にて順次質問をさせていただきます。明確なる御答弁をよろしく願いいた

します。

○市長（三田村統之君）

16番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、森林の保全と林業の振興についてでございます。

現状とその課題はどうかというお尋ねでございます。

利用期を迎えた森林は年々増加しているものの、木材価格の低迷等は生産減少が続いた背景の中で林業所得の低下などの影響を及ぼしました。また、高齢化に伴う林業従事者の減少や森林所有者の世代交代で、経営意欲の低下による森林の保全整備が十分に行われていない現状があります。

このことから、地理的、地形的条件に合った効率的な作業システムの普及や、経営・管理意欲の向上、林業従事者の育成・確保により長期間にわたる安定した林業経営を確立することが課題となっています。

次に、若者の林業就労とその支援をどう考えるかという御質問でございます。

林業就労者の安定的な所得確保、就業環境の改善、特殊な技術や技能の取得と安全な労働環境をつくっていく観点から、国の緑の雇用事業の活用を積極的に推進していく必要があります。

また、市の単独事業として、一人親方労災保険加入制度や森林の担い手対策基金事業における補助も実施しているところであり、今後もこれらの事業支援は必要不可欠であると考えております。

次に、林業振興への補助金対策はというお尋ねでございます。

本年度より国から譲与される森林環境譲与税を活用した森林保全整備促進のための補助支援を初めとして、約117,000千円を予算計上し、林産業の基盤強化と森林の保全整備、担い手対策、そして、木材の利活用促進による林業振興対策を進めているところです。

次に、森林の保全と災害対策との関係性はという御質問でございます。

森林は、土砂災害の防止や水源の涵養など多面的、公益的機能を有しております。これらの森林の有する多面的機能を発揮させるためには、地理的、地形的条件を踏まえながら、適正な森林整備による保全を積極的に推進することが地球温暖化防止や国土保全などの恩恵をもたらす、災害防止の面からも大変重要であると考えております。

次に、新庁舎建設についてでございます。

まず、八女市全体の住民サービスがどのように向上するのかという御質問でございます。

新庁舎建設に際しては、建てかえる本庁だけでなく、支所も含めた市全体の住民サービス向上の視点が当然必要でございます。新庁舎建設を契機として、市民の皆さんによりわかりやすく、利用しやすい窓口サービスなどを提供するための組織・機構とそれを支える新しい

電算システムの導入を支所も含めて考えております。

あわせて、市全域で地域のニーズや変化に対応できる市役所づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、建設費の将来の財政への負担をシミュレーションされているのかという御質問でございます。

事業費については、近年整備された他市庁舎の基本計画や契約額の事例等を参考に概算し、あわせて将来の財政負担も検討しております。合併推進債や福岡県市町村合併支援特例交付金などを最大限活用し、可能な限り節減に努めるとともに、今後も引き続き将来の財政負担をしっかりと見据え、検討を重ねながら、新庁舎建設事業に取り組んでまいります。

次に、予防医療対策についてでございます。

まず、高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種の周知についてでございます。

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25から40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっております。国の規定により、市といたしましても、これまで接種されていない方で、65歳以上で5歳刻みの方を対象として今後5年間実施いたします。

周知につきましては、4月15日号の広報紙に掲載し、4月末に対象者全員に高齢者肺炎球菌予防接種費用助成券を送付しております。

未接種の方への対策としましては、再度の勧奨はがきやFM八女、広報紙で周知を図ってまいります。

次に、乳幼児感染症ロタウイルスワクチンの定期接種の周知と拡充についてでございます。

ロタウイルスワクチンとは、小児の重症急性胃腸炎で入院する原因として最も多いと言われるロタウイルスによる感染を予防するためのワクチンでございます。

国の規定では、ロタウイルスワクチンは令和2年8月生まれ以降の方を対象とし、令和2年10月から定期接種となります。本市といたしましては、国の指針どおりに対象年齢の方にロタウイルスワクチンの接種を実施していく予定でございます。

なお、出生届け時に説明を行い、乳幼児健診時に接種状況を確認するとともに、広報紙やホームページで周知を図っていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしく願いをいたします。

○16番（三角真弓君）

最初に、森林の保全と林業の振興についてということでお尋ねをいたします。

せんだって林業振興課長のほうより八女市の実態として公有林が3万821ヘクタール、市有林で580.54ヘクタール、先ほど通告で申しましたように六十五、六%近い森林の面積を有しております。

本当にCO₂削減、将来の環境問題にとって非常に森林の保全が大事になってくるとい

ますけれども、先ほどの市長答弁の中で木材価格の低迷ということをおっしゃっておいりました。この木材価格の低迷に至った要因ですね。我が国の林業の産出額というのが昭和55年の約1.2兆円をピークに減少してきており、近年は約4,000億円前後で推移をいたしております。

八女市がこのように木材価格の低迷に至った要因というのはどんなふうにお考えでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

低迷に至った原因といたしましては、これは八女市に限らず、全国的に国産材の活用、大型建築物とか個人の家とかでの木材の消費がまず低下したこと、それから、あわせてどうしても輸入材のほうが安くなってきましたので、そういった部分での国産材の活用がかなり減ってきた。これは八女市に言えることとございまして、何分、国産材等の消費が減ってきたことが一番の原因だと考えておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

先ほど申しまして、ちょっと追加でございますけど、国においては国産材の供給量というのが平成14年に底をついて、その後は増加傾向にあると言われております。やはり先ほど申されたように、課長答弁プラス質よりも量という部分による低迷を招いているということはないでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

議員がおっしゃられますとおり、質より量とあわせまして、やはり価格の部分、輸入材のほうが当時かなり安く大量に手に入ったということでの要因があると考えておるところでございます。

○16番（三角真弓君）

では、これだけ広い八女市の森林ですけど、この森林の保全が十分に行われているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

植栽から下刈り、除伐、間伐、主伐と森林の保全に必要な段階があると思いますけれども、そういう流れの中で今の八女市の現状は、森林がこれだけ広い中で、しかも、平成24年度にすごい北部豪雨災害がございました。その後の森林の保全が的確に計画的になされているのか。これは私も環境審議会のほうに入っております、その中でも森林のCO₂の削減量に対する検討をした経過がございますけれども、このようにきちんとした森林の整備が今、年度ごとにきちんと行われているのか、その点をお尋ねします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

きちんとした整備が行われているかということとでございます。

この件につきましては、毎年造林関係、国、県等の森林所有者が例えば森林組合とか事業者等に委託をして、先ほど言われました下刈り、それから間伐、造林等の事業をやっておりま

す。平成30年度の実績でいきますと、約553ヘクタールの整備がされているところでございます。

あわせて、県の森林環境税を使いまして、荒廃森林の再生事業というものを平成20年度からずっと取り組んできております。その際に荒廃森林として特定された面積が約4,400ヘクタールでございまして、それから10年かけて、徐々に荒廃森林の再生、主に間伐を取り組んできたところであります。

あわせて、侵入地区の伐採とか除伐等を行っておりますが、その面積が10年間で約4,000ヘクタール実施をしているところでございまして、現在は森林経営計画というものがございまして、毎年、下限面積とか、事業をやらなければならない部分とかの計画を立てておりますので、これに基づいて適正に森林整備を現在もやっているところでございます。

○16番（三角真弓君）

現在、植栽から約5年というのは補助の対象になっておりますけど、それ以降の補助というのが今行われていないと伺っておりますが、その点どうでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

植栽から5年といいますか、恐らく5年といいますと下刈りの補助基準の年数だと思えますけれども、植栽をして5年間は基本、国庫補助にのっかる下刈りの基準年数でございまして、これを超える部分については、もちろん補助が全くないわけではございません。現地の状況で、例えば、木よりもカヤとかの下草がかなり多く茂っているとか、あとつるがかなり巻いている現地の状況で、これが6年補助されたり、7年補助されたりということで基準的にはなっております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

もう一回、今の点ですけれども、その補助を受けるためにはいろんな条件が要るのでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

条件は、先ほど5年以上はそういった現地の状況でという条件はございます。あわせて国庫補助になりますと、先ほど私のほうから少し述べましたけれども、森林経営計画にのつけた計画的な作業をやっていくという部分での基準はございます。

そういった基準を満たす部分については、もちろん国庫補助がのっかりますし、それ以外には県単でも補助事業はございますので、そういうのを活用して、現在は下刈りから間伐等々もやっている状況でございます。

○16番（三角真弓君）

次に、若者の林業就労とその支援ということですけど、直近でよろしいですので、林業従

事者数というのはわかりますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

林業就業者数でございますが、これにつきましては、主に国勢調査のデータでございます。平成27年の国勢調査結果によりますと、平成27年は192人ということです。ちょっとさかのぼって平成17年が156人、平成22年の国勢調査によりますと176人、平成27年が192人ということで、平成17年からいきますと36人は増加しているということでございます。

あわせて、県が独自に調査しております新規就業者につきましては、平成30年度は14人の方が新規就業者として林業事業体に雇われたりとか、あと自分で林業経営をやっているという就業者が14人ということになっております。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

山村というのは国土面積の5割、林野面積の6割を占め、それを全人口の3%で支えているというのが国の状況になっていると思っています。過疎化とか高齢化が進行し、就業人口も減少する一方、山村における第1次産業従事者は就業人口の約2割に相当ということで、地域の森林資源を生かした産業の育成というのが非常に重要になってきていると思いますけれども、これだけ広い面積をこの林業従事者が——約200人弱ではありますけれども、そして、そこに働く就業者はどれだけの収入があれば生活ができていけるのかというのが大きな課題だと思っております。

特に森林組合に入って働いている現業職が44名ぐらいということで課長のほうからお聞きいたしておりますけれども、あとは素材生産業者、要するに国有林に生産する立木を切って丸太に加工するという素材生産業者さん、そして、一人親方といった方たちで林業は支えられていっていると思っております。

そういう中で、本当に今からの将来、これだけの——きょうは最初に同僚議員が農業の後継者問題をおっしゃってございましたけれども、林業の就労が今からどれくらいふえていくのか、そして、安定した収入を得るためにはそれなりの若者への補助というのが林業でも必要じゃないかと思っております。

もし今の林業従事者の所得、先ほど八女市の平均所得の金額が出ておりましたけれども、この林業従事者の方が林業で生活をしていけるだけの収入があるのか、そういうところまでわかりますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

八女地域だけの分としては特に把握しておりませんが、全国的林業従事者の平均給与につきましては、大体1年間で3,400千円ぐらいと言われております。これは全産業でいきますと平均賃金が約4,320千円というところで、林業に関しては平均賃金がちょっと低いという

部分が民間の給与実態調査の中で明確化されております。

そういった部分を考慮しますと、これは八女市の課題でもございますが、林業従事者または林業者、それから森林所有者等々の所得を今後はやはり向上させていくような取り組みをやっていかなければ、新規で林業につくとか、そういった部分はなかなかふえてこないだろうと考えているところでございます。

○16番（三角真弓君）

そのため、特に一人親方の労災保険の加入制度というのがあると思えますけど、直近の平成30年度でどれくらいの方がこの対象者なのか、そして、この加入制度に対して出している予算がどのくらいあるのか、わかる年度でよろしいです。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

一人親方につきましては、平成30年度で65名おられます。ただ、やはり高齢化が進んでいまして、平均年齢を出してみますと61.6歳ということで、かなり高齢化は進んでいる状況でございます。

ただ、そういう状況の中で、例えば他の林業事業体、先ほど言われました素材生産業者とか、森林組合だとか、さまざまな林業事業体につきましては、近年ではちょっと若い世代が新規で入っているところでございます。

あわせまして、一人親方の加入制度の補助金でございますが、これにつきましては、市でも単独で補助をやっているところでございます。それにつきましては、単純計算で1人当たり約14千円程度の労災保険への加入のための支援措置ということで、令和元年度予算で900千円ほど組んでいるところでございます。

あわせまして、その他担い手対策、新規で事業体に入られた方とかに対しましては、そのほかに水源の森基金が実施しております技術、技能を取得するために行く研修に対して、これも市の単独で8,000千円ほど令和元年度予算で予算措置しております。

あわせまして、冒頭市長答弁にもありましたように、国の緑の雇用事業が大変有効でございますので、これを使って事業体が新規就労者を育成していくという事業も取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

今おっしゃった国の緑の雇用事業というのは答弁にもございましたけど、これを利用してある方が八女市ではどのくらいいらっしゃいますか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

これは国の補助事業になりますが、緑の雇用事業を活用した研修者ということで、八女市におきましては、平成30年度では18名、平成31年度が15名で活用していきまして、この緑の雇

用事業は3年間継続して研修を受けていきますので、延べ人数として18名と15名ということです。参考に1年目の方は、平成30年度に関しましては9名、平成31年度に関しましては6名という実態になっております。

○16番（三角真弓君）

それぐらいの方がこのような補助金等を利用しながら林業の維持をされているかと思っております。

次の林業振興への補助金ということですが、今回、森林環境譲与税と。今まで県の森林環境税というのが平成29年度で1回終わりまして、そして平成30年度からということで、その間、1億円近い金額の減になっているかと思っております。今回は国の森林環境譲与税ということで、これは令和6年度から1人当たり1千円ということで個人に対しての課税、国の税金がかかってまいりますけれども、今まで県の森林環境税、そして今回は、課税は令和6年ですけれども、令和元年から本市にも譲与税としてこの分が入ってきているのかなと思っております。

しかし、この森林環境譲与税というのは、令和元年から令和2年、3年まで据え置き、令和4年から上がってきますけれども、前倒しで今回国は出しておりますので、これがだんだんと延びてはいきますけれども、そういうものでありますので、今回、八女市に来る譲与税は本市として幾らぐらいになり、また、その金額はどういう目的として使われていくのか、その点をお願いしたいと思います。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

森林環境譲与税につきましては、本年度、令和元年度から国から譲与されるものでございます。1年間のうち2回に分けて入ってくるようになっておりまして、9月と3月に入ってくるようになっております。9月分については既に入っているところでございまして、これにつきまして、1年間の入ってくる譲与税額としては、令和元年度につきましては確定をしております。39,344千円が国から1年間で譲与される額となっております。

それから、先ほど議員言われましたように、令和4年度から段階的に3年ごとに上がっていくような形になっておりますが、参考のために令和4年度からはこれが59,000千円ほどと。現試算ですので、この数値は若干変わる可能性はございます。

そういった部分で、今年度、6月定例会でこれに絡みます基金条例と、あわせて補正予算をお願いしております。主な使い方としては、令和元年度の39,000千円に関しましては、現状としては間伐とか除伐、そういった森林整備に係る補助金として計上しているところでございます。

あわせて、間伐材を今まではほとんど山に放置する——悪い言い方ですが、捨て切り間伐と言いますけれども、それを極力なくするために間伐材を搬出して市場に持って

いくという形で、これを1立米当たり1千円という形で補助支援を、この森林環境譲与税を使って6月補正でお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

それと、林業機械の購入というのはかなりの金額がいたします。今まで県で5割、市で3割という補助金が出ておりましたけれども、これはある程度の搬出量、例えば、500とか1,000立米ないとこの補助金が受けられない現状なのでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

議員おっしゃられるように、国の補助金を活用する場合はそういった一定の事業量というのが求められております。あくまでも費用対効果の算出部分での事業量というのが求められておりますので、一定の作業量とか生産量をこなさないと国庫補助の採択基準にはのってこないという形でございます。

○16番（三角真弓君）

森林組合とか、あるいは素材業者さんあたりなんかになれば、収入も上がってくるかなと思っております。それに対して一人親方の方たちに対して、これだけ広い面積の森林を保全していくためには、やはり機械があるかないとではかなり違うと思うんですね。フルセットの林業機械の購入さえあれば、そういう仕事の量もふえますし、これだけ広い面積で従事者が200人を切っているわけですね。しかも、おっしゃるように就業者の平均年齢は60歳を超しているということですし、非常に危険な仕事でございます。

こういう中で、本当に環境問題、特に——時間がないので後のをまとめたいたいとも思いますけれども、特に山の保全、災害対策に関して、荒廃森林の割合が平成24年の災害後かなりふえていると言われているんです。

そして、荒廃森林の整備事業に対しての予算等もつけられておりますけれども、この林業機械への補助に国や県の縛りがあれば、市の単独財源を使ってでもそういう林業従事者に対して補助をやることによって八女市の林業の活性化になっていくのではないかと考えておりますけれども、予算を伴うことでございますので、これは市長のほうの御見解をお願いしたいと思っております。

今、一人親方で山を守っている方は、ある程度の立米をやらないと機械の補助というのは受けられないという条件になっています。しかし、非常にそこら辺が厳しいので、何とか森林を守るためにはそういう方たちへの補助を市として考えていただきたいということでのお尋ねです。

○市長（三田村統之君）

お答えします。

一人親方に対する御質問でございますけれども、まず、一人親方の方が八女市内でお一人何ヘクタールの所有面積、これはそれぞれ違うと思うんですよね。だから、機械を使ってやらないとできないところ、使わなくてもできるところ、いろいろ状況が異なると思いますので、現状を把握することがまず第一だろうと思っておりまして、議員先ほどおっしゃったように、この作業は非常に危険性もございますし、所得も確保しないと守っていけないという現状にもございますので、そのあたりはひとつ十分調査研究をさせていただきたいと思っております。

○16番（三角真弓君）

今おっしゃるように、一人親方の方がそれぞれ持っていらっしゃる森林面積は、個々人違うと思っております。100ヘクタールだったり、200ヘクタールだったり、300ヘクタールだったり、その足りない分は森林組合の仕事をしなからでも生活をしていらっしゃることも伺っております。

今回、平成24年度の災害後、荒廃森林の割合というのがふえたのか。それを整備していかないと、ことしみたいな想定外の大雨というのが毎年毎年ふえてきております。そういう中で、治山、山をどう守っていくのか。荒廃森林の割合というのは、市としては全体のどのくらいの割合が荒廃森林で、それに対しての予算がつけられていると思うんですけど、地球温暖化に向けた森林の吸収源対策として、年平均52万ヘクタールというのは国が出している数字でもあります。そういうことを全て含めた上で、荒廃森林をある程度のスピードを上げて山の保全につなげていかなければ、CO₂の削減にしても、これだけの広い八女市の森林を本当に守っていくには大変ではないかなと思っております。

その点で、わかる範囲でお願いしたいと思っております。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

先ほどもちょっと答弁いたしました、県の荒廃森林事業の中で平成20年度から取り組みを進めまして、過去10年間で4,000ヘクタールの荒廃森林あたりが解消できたという実績でございます。

ただ、森林につきましては、年数がたつほど樹木も大きくなって、さらに進みますので、第2期目は平成30年度から県の森林環境税事業として荒廃森林整備事業という部分での取り組みを進めているところでございます。

現在、はっきりした面積はまだわかっておりません。現在調査中でございます。平成30年度から2期目が始まりましたので、そこらあたりは今後明確になっていくかとは思いますが、ただ、これまで10年間の取り組みの中で、特に近年におきましては、やはり地球温暖化の影響といいますか、そういうものがあり、全国各地でまれに見る豪雨とか台風等が発生しております。降水量によりましては、山の深層崩壊、それから山地災害、これらを全て

防いでいくということは非常に厳しい現状にあると考えております。

ただ、今年8月、八女市におきましてもかなりの豪雨で災害等も発生をしておりますが、山林の、例えば表面水による土砂の流出とか、それから山地崩壊、これは大規模な崩壊というものは、今回、林地につきましては余り見受けられませんでした。そういった部分では、やはり10年間での取り組みの効果が少しはあらわれているのかなと思っているところでございます。

それとあわせまして、荒廃森林整備事業に絡みまして、先ほど一人親方といいますか、小規模事業体の林業機械の関係でございしますが、これは第2期目の荒廃森林整備事業の中で県の森林環境税を使って林業のグループに対して、100%でそういった林業機械を――大型じゃないんですけれども、中型並みの林業機械を購入できるということで、平成30年度は黒木の林業グループのほうに県の森林環境税を使って導入しているところでございまして、今後におきましても、そういった事業を有効に活用しながら、小規模事業体にも補助ができるような形で計画的にやっていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

確かにこれだけの面積の山でございますけど、現場を見ると、もちろん全部を見ることはできませんけれども、災害後、非常に危険な場所がふえていると言われております。

例えば、林道の下に民家があったり、土砂災害ですね、そういう中で仕事をしていらっしゃる方、確かに荒廃森林というのはふえ続けていると思っております。そして、八女市は非常に土砂災害が多い地域だというのは市長も御承知のとおりでございますけれども、林道の維持修繕工事、こういうことは本当に急いでいかなければ、災害が起こっていく中でこれだけの広い荒廃した山、確かに私も黒木の林道を通って矢部村に行ったりということもたまにしますけれども、その中でも本当に荒れた山、木が倒れて、そういうところをよく見かけております。

どれだけの荒廃森林があるかというのは明確にはわかりませんが、確かに災害後の林道の整備が非常におくれている。このことは、例えば、荒廃森林の中で山を守る仕事においてでも、林道が荒れているということは仕事にも支障を来しますし、そういうことをやらないと、来年度以降の梅雨どきからまた大雨が何どき降るのか、非常にこういう温暖化の中で、危険を伴う中で合併をして約10年、そういう中で一生懸命市は市としてやってこられたとは思いますが、林業従事者の方の大変さというのを、いろんな中で現場の意見交換、そういったことをしっかりやっていかないと、現場の声というのはなかなか上に吸い上がってこないのではないかと考えております。

先ほどの少人数でやられている林業従事者の方、ある面では森林組合、ある面では素材生

産業者の方たち、そういった方たちが本当に山を主伐したり、間伐したり、あるいは曲がった木とか傷のついた木でバイオマスを出すことによって何とか生計を立てていらっしゃるといのが現状だと思っております。

ほかにも質問があるので一方的になりますけれども、本当に機械さえあれば、林業従事者の方が本当に助かることはわかっていると思っております。この林業従事者の方というのは、先ほど申しましたように本当に危険を伴う仕事ですし、夏は暑く冬は寒い中、過酷な労働で地域の安心と安全な暮らしを守ってくださっていると私は認識をしております。

そういうことに関して、私はもっと森林組合、また、一人親方の方を初めとする従事者の方と市長を初め担当部課長、意見交換をして、山の現実を見ながら来年度の予算に反映をしていただきたい。次の質問がありますので、このことをしっかりお願いして、また次回の質問につなげていきたいと思っております。

それから、次に新庁舎問題でございます。

新庁舎問題で、タブレットの中にアンケート調査が載っております。質問をしてある方が約1,300人ぐらいですけれども、その中の割合というのは、旧八女市が約60%です。黒木が16.3%、立花12.5%、上陽4.8%、矢部が1.6%、星野が3.6%、地区がわからないが0.5%ということで回答があるわけですね。

新庁舎のアンケート自体、それぞれの地区から同じ数を抽出されなかったのかというのが1点と——ちょっとまとめてお尋ねをいたします。

それと、市役所に用事がある場合、主にどの庁舎を利用されますか。確かにこれは旧八女市の割合が多いので、八女本庁が896人で69.5%です。黒木が15.4%、立花8.8%、上陽5.0%、矢部が1.6%、星野3.3%、いずれも利用したことがないが0.7%ですね。

そして、過去1年間で市役所にどの程度訪れたことがありますか。ほぼ毎日7人、週一、二回が17人、月1回か2回が176人、年に3回か4回が596人、年に1回が311人、一度もない155人、その他19人で、合計ですね。

何の用件で見たのか。戸籍、住民、印鑑等の登録証明書、これが約77%です。子育てや介護に関するのが32%、税に関する25%、これは幾つか丸をつけられるということでしたので100%にはなりませんけど、それだけ戸籍や住民票、印鑑証明等の登録に来る人がほとんどなんですね。

こういう状態を見たときに、今回、このアンケートはなぜ各地区ごとに同じ人数をとられなかったのかというのを1点よろしいですか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

アンケートにつきましては、昨年8月に市民の方々に御協力をいただいて、回収をさせて

いただいたところでございます。

今議員がおっしゃいましたのは、各地区の回収の比率が偏っているという御指摘かと思えますけれども、このアンケートを発送するに当たりましては、まず地域別に人口の割合といったものを算出させていただきました。それから男女別の構成比、そして年代別、こういったものを算定しまして、この数字を各地域の人口に掛けまして、利率の計算をさせていただきました。その人数に当たって発送をさせていただいたものでございます。

これにつきましては、例えば、これは前年度だったと思えますけれども、現在の人口割とほぼ同数の形になっておるところでございます。そういった形で今回はアンケートの御協力をお願いしていったところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

そのようなアンケートをとれば、旧八女市が多くなるというのは当然だと思います。

何を言いたいかというのは、今回、新庁舎検討委員会というのも議会でもつくられておまして、新庁舎に対するいろんな要望等も出しておりますけれども、確かにそれはそれです。

しかし、皆さんの一般質問等、また私もそうですけど、八女市は今から人口がふえてはいきません。ずっと減っていく中で、そしてまた、税収も間違いなく少なくなってくる。そういう中で、医療費、そしてまた、介護保険料が第8期をあと1年後には迎えます。間違いなく上がります。そういう中で、市民の皆さんにこれ以上の税の負担を上げられないためには、例えば、新庁舎をつくるにしても、これは市長のお考えもあるかと思えますけど——失礼な言い方をするかもしれませんが。

例えば、中山間地、交通網形成計画にしても、まだまだ十分なものではないと思っています。住民の安心・安全の暮らしもそうです。森林の問題、農業の従事者の問題等々たくさんの課題があります。しかも、そこには必ず予算があります。であれば、財政にお尋ねしますけど、大体幾らの規模の庁舎ができ、それは何年から起債を——確かに合併推進債という有利な起債を使われることは重々わかっておりますけど、じゃ、それを建てて、何年から何十年かかって払っていかれるのか。それを考えたとき、確かに今、人生100年ですけど、行政の皆さん、そして議員もそうです。私は当然支払いが終わるころにはこの世にはいないかなと思えますけど、将来の未来を担う子どもたちに負の遺産だけは残したくないということも考えながら庁舎建設に携わっていただきたいという意味で、起債の償還に対してどのように今計算されているのか、お願いしたいと思えます。

○財政課長（田中和己君）

お答え申し上げます。

新庁舎の建設事業費につきましては、現段階では事業費が確定していないところもござい

ますので、基本計画の概算事業費ということで御説明をさせていただきたいと思います。

まず、財源につきましては、基本計画の中ではトータルで6,580,000千円ということになっておりますので、その財源の内訳としましては、まず、合併推進債……（「内訳はいいです。何年かかるか」と呼ぶ者あり）

合併推進債の償還期間ということでございますので、基本的に30年間ということで考えております。ですので、令和3年度に借入れを行った場合の償還期間については、令和32年度までに完了することになるかと思っております。（「年間の金額」と呼ぶ者あり）年間の償還額ということにつきましては、約240,000千円ほどを見込んでおります。

以上です。

○16番（三角真弓君）

30年後の八女市の人口はどのくらい——この30年間の起債償還のときの人口の推移ですね、どのくらいの人口になっているのでしょうか。

○企画政策課長（馬場浩義君）

お答えいたします。

八女市人口ビジョンにおきましては、今ありました令和32年度については、まず、趨勢人口としましては約3万6,700人、そして今、さまざまな総合戦略に基づいて事業を行っておりますが、その事業などを取り組んでいった場合の戦略人口としましては4万1,500人を想定しているところでございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

多分高齢者人口というのは減ってくるかもしれませんが、生産年齢人口というのは今の維持はできないと思っております。

そういうことを考えて、時間もありませんけど、市長、ぜひもう一回、いろんな事業も大事ですけど、中部衛生もあります。そして、食のスペースが立花の道の駅横にもできますし、今からいろんな起債の償還がかなりあります。そういうことも考えたときに、庁舎はある程度の基本的なものはないといけませんけれども、先ほど申しましたように、市民の皆さんの利用度というのは戸籍とかそういうことが多いですので、そういうことを考えて、市民にとって本庁は必要ではございますけれども、八女市全体のことを考えての予算の設計をぜひお願いしたいと思っております。

それと、あと最後になりましたけれども、肺炎球菌ワクチンでございます。

今回、厚生労働省が肺炎予防に有効な肺炎球菌ワクチンの接種率を高めるため、ことし3月までの経過措置として、70歳以上を対象に実施してきた公費助成を5年間延長するということが決定いたしました。

そのことで先ほどの答弁にありました、要するにことし65歳の方は来年3月までに受けないと公費助成を受ける機会がございません。そういう方に対しては、先ほど本市としては、はがき等をもってその対象者にぜひワクチンの接種をしていただきたいという通知をやり直すという市長の答弁がございました。

八女市の直近のワクチンの接種率、それともう一回、ことし65歳になる方へのはがきのリコールの通知をされるか、それを確認したいと思います。

○健康推進課長（橋爪美栄子君）

お答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率についてお答えいたします。

平成30年度は39.2%、平成29年度は45.2%、平成28年度は46.3%でございます。

もう一つの質問の勧奨はがきの通知につきましては、12月中をめどに発送予定にしております。各医療機関のほうから11月に接種された方の請求書が今月上旬に提出をされます。その状況を確認して、未接種の方へ勧奨はがきの送付を予定しております。12月中の予定でございます。

以上でございます。

○16番（三角真弓君）

わかりました。よろしく願いしておきます。

それと、ロタウイルスワクチンというのはなかなか聞きなれない言葉だと思っておりますけど、これは胃腸炎、子どもが発症するということで、先ほどの市長答弁にありましたように国が定期接種を行うようになりました。

このロタウイルスというのは非常に感染力が強くて、ほぼ全ての子どもが5歳までに感染するとされ、国内では入院を要した5歳未満の急性胃腸炎のうち、4割から5割がこのロタウイルスだと言われております。

名古屋市では、2012年よりロタウイルスワクチンの公費助成を開始し、2015年には接種率が92%となりました。接種率が高くなった結果、ロタウイルス胃腸炎患者の大幅な減少が見られたほか、ワクチン接種年齢以外での集団免疫効果も報告をされておりますということでございます。

来年10月から定期接種になるということは、先ほどの答弁にもございましたように、令和2年8月以降に生まれたゼロ歳児が定期接種の対象となるわけです。

私がお願いしたいのは、令和2年度、来年4月から7月に生まれたお子さんがその対象外になります。この4カ月間を一般財源で――7月31日に生まれたお子さんは対象外なんです。8月1日から対象ということで、そこに非常に格差があると思います。今回、10月に消費税が10%に上がったということと同時に幼児教育の無償化が国で図られております。その

ことによって、かなり八女市の財源が減額になっていると思います。そういうことも鑑みながら、この胃腸炎というのは非常にひどく、感染率も高いし、来年から国はやると言っていますけど、この4月から7月生まれの4カ月間をぜひ八女市の財源でやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（角田恵一君）

都合により、会議時間を4時15分まで延長いたします。

○市長（三田村統之君）

大変貴重な御意見だと思います。私自身も十分把握をしておりませんで、担当部局とよく相談をして、対応ができるのか、前向きに検討はしたいと。今、御意見を伺った段階ですけれども、そう考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○16番（三角真弓君）

ぜひ前向きな検討をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

16番三角真弓議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時59分 延会